

玉村町公共施設等総合管理計画

令和4年3月改訂

目 次

第1章	はじめに.....	1
1.1	背景と目的.....	1
1.2	計画の位置づけ.....	2
1.3	対象施設.....	3
第2章	本町の現状と将来の見通し.....	4
2.1	玉村町の概況.....	4
2.2	将来人口推計.....	5
2.3	財政状況.....	6
2.4	過去に行った対策の実績.....	8
2.5	公共施設等の現況.....	10
2.6	公共施設等の中長期的な経費の見通し.....	25
2.7	町民ニーズ.....	27
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	29
3.1	現状や課題に関する基本認識.....	29
3.2	基本理念.....	29
3.3	課題に対する基本方針.....	30
3.4	計画期間.....	30
3.5	目標設定.....	31
3.6	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	33
3.7	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	34
3.8	フォローアップの実施方針.....	36
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	37
4.1	公共建築物の基本方針.....	37
4.2	インフラの基本方針.....	48
4.3	ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	53
参考資料	施設分類ごとの更新時期と費用.....	54
	公共施設等に関する住民意識調査結果概要.....	54

第1章 はじめに

1.1 背景と目的

我が国では、昭和30年代からの高度経済成長の波に乗り、人口の増加や都市化の進展、生活様式の変化など、様々な社会経済の発展を背景に、国及び地方公共団体による公共施設等^{1※}の整備が、全国ほぼ軌を一にして推進されました。しかし、集中的に整備が行われてきたため、今後一斉に更新時期を迎えようとしています。

同様に、本町でも、人口の増加や行政需要の拡大などを背景に、昭和40年代から平成9年までを中心に、道路や橋梁、学校や文化センターの建設等、多くの公共施設等を整備してきました。これらの公共施設等は、年月の経過に伴う劣化や耐震性能不足等が見られ、今後維持管理していく上で、大きな財政負担が生じると予想されます。

このことから、公共施設等をより長く経済的に利用していくため、橋梁や公園等の各所管課では、今までの、壊れてから直す「対症療法的管理」から、計画的に点検・修繕を行う「予防保全的管理」に転換するため、個別施設の点検や修繕・更新等の対策を計画的に進めるための長寿命化計画の策定を進めています。

本計画は、このような背景を踏まえ、本町が所管する公共施設等を対象に、町民へのサービス向上、財政負担の平準化等に資するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を方向づける「玉村町公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

今回の改訂は、第6次玉村町総合計画の「生活しやすい環境をつくる」や「笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる」の重点目標と関連し、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって公共施設マネジメントを推進する観点から、令和2年度に作成された玉村町公共施設個別施設計画（建築物）等を反映した総合管理計画の見直しを行うことを目的とします。



玉村町マスコット
キャラクター
「たまたん」

【計画の目的】

財政状況が厳しさを増す中でも、必要な公共サービスを維持または向上させていくために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本的な方針を示す。

^{1※} 地方公共団体が所有する建築物や、道路、橋梁、上下水道等を含む施設を指します。

【計画による効果】

- ① 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化
投資的経費の推移を把握し、充当可能な財源の中で、公共施設等の更新が増加し集中する時期を見通し、投資的経費の負担の平準化を目指します。
- ② 対症療法的管理から予防保全的管理への転換
予防保全的管理により、安全・安心な公共施設等の状態を保持し、劣化進行による住民への悪影響を抑制します。
- ③ 公共施設等の更新と長寿命化の計画的な推進
公共施設等の総量を網羅的に把握した上で、将来の更新費を算定し、施設の集約・複合化や長寿命化の対策を計画的に行う方針を策定します。

1.2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月 29 日に政府決定された「インフラ長寿命化基本計画」及び平成 26 年 4 月 22 日に総務省発の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本町が所管する公共施設等の維持管理・更新等を着実に実施するための中長期的な取組みの方向性を明らかにする「玉村町公共施設等総合管理計画」を策定します。

なお、本計画は、「第 6 次玉村町総合計画」を最上位計画に位置づけ、関連する施策等と整合性を図るとともに、今後策定する個別施設計画の指針とします。

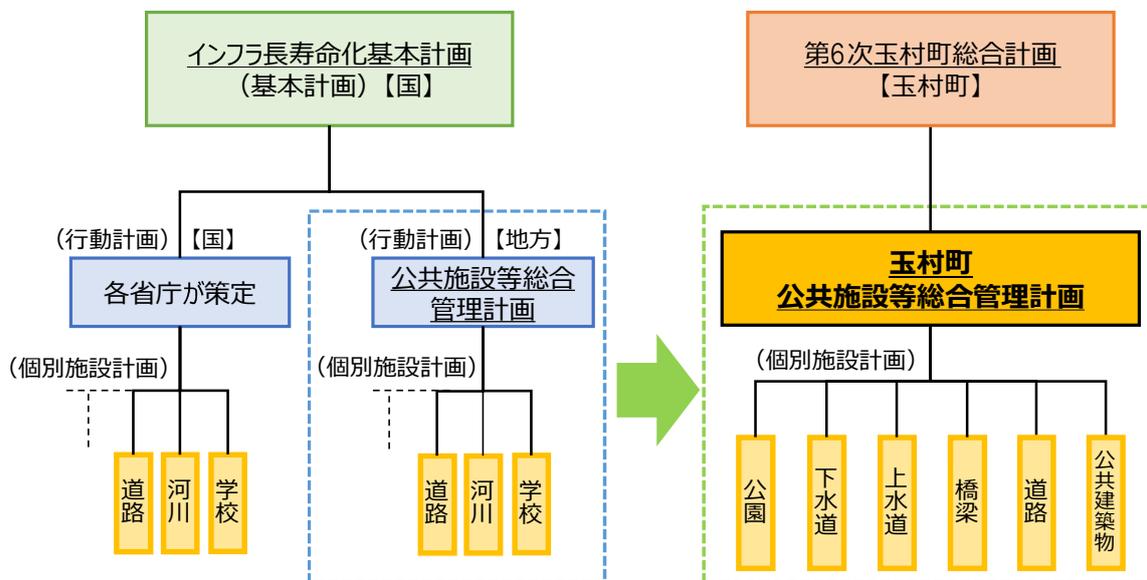


図 1-1 : インフラ長寿命化基本計画と本計画との関連イメージ

1.3 対象施設

本町の所有する財産のうち、全ての公共施設等を対象とします。

具体的には、建物である「公共建築物」と、道路や水道などの社会基盤である「インフラ」を合わせたものとします。また、対象とする公共施設等は以下のとおりです。

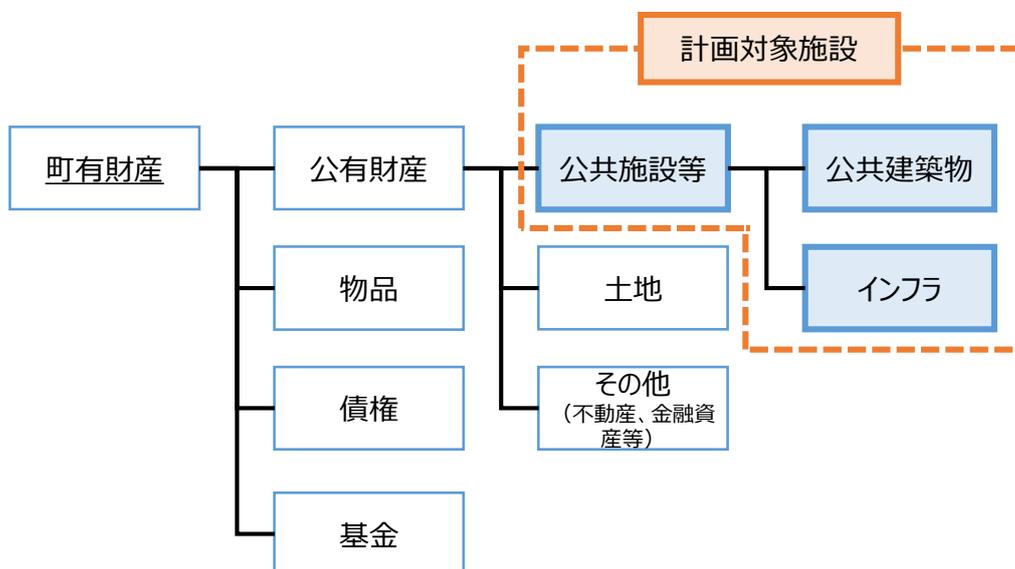


図 1-2 : 本計画の対象施設

【計画対象施設】

① 町が所有・管理する公共建築物

表 1-1

分類	
町民文化系施設	集会施設、文化施設等
社会教育系施設	図書館、博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、レクリエーション施設・観光施設
産業系施設	産業振興施設
学校教育系施設	小学校、中学校、その他教育施設
子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館
保健・福祉系施設	高齢福祉施設、障がい福祉施設、その他社会福祉施設
医療施設	診療所
行政系施設	庁舎、消防署、消防団詰所等
公営住宅	町営住宅
公園内施設	公園内の建物
供給処理施設	供給処理施設
その他施設	公衆トイレ、車庫

② 町が所有・管理するインフラ

道路、橋梁、上水道施設(処理施設、管路)、下水道施設(管渠)、公園

第2章 本町の現状と将来の見通し

2.1 玉村町の概況

群馬県南部に位置する本町は、東京から100 km圏内にあり、人口は36,053人（令和4年3月1日時点）、面積は25.78 km²です。前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市の4市に囲まれているほか、町の南側は埼玉県上里町、本庄市と接しています。

歴史的には、昭和30年に旧玉村町と芝根村が合併し、その後、上陽村、群南村の一部との合併・境界変更など繰り返し、昭和36年に今の玉村町が形作られました。

本町の中央北側には利根川が、南側には烏川が流れ、両河川は町の南東部で合流しています。町内の地形は平坦で、赤城山、榛名山、妙義山を一望できる自然環境の豊かな地域です。

気候は、夏に雨量が多く、冬に少ない太平洋型気候であり、「上州のからっ風」と呼ばれる赤城山から吹き降ろす季節風が特徴です。

主要な交通網は、町の西側に関越自動車道、北側に北関東自動車道が位置し、町中央部を国道354号バイパスが東西に横断しており、比較的優良な道路交通条件を有しています。なお、本町には鉄道及び鉄道駅はありませんが、最寄り駅は、高崎線新町駅（高崎市）や両毛線駒形駅（前橋市）となっています。

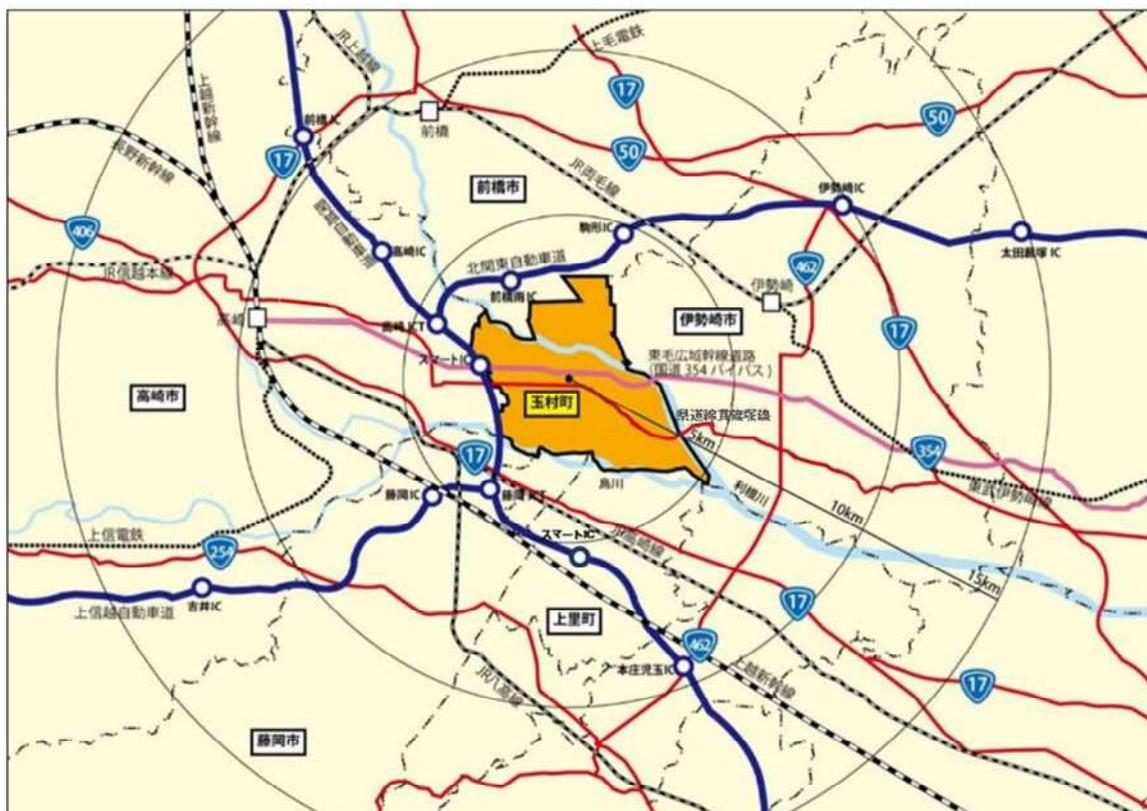


図 2-1：玉村町の位置

2.2 将来人口推計

本町はこれまで周辺都市のベッドタウンとして人口増加を続け、昭和55年に17,643人であった総人口は、平成17年には38,168人となりました。しかし、それ以降は減少傾向を示し始め、平成27年の人口は36,654人となっています。「玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(令和2年3月改定)による総人口の推移では、令和22年には3万人を切り、令和27年には約2.6万人になると予測されています。

人口構成比率を見てみると、全国と同様、本町でも高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、生産年齢人口(15~64歳)および年少人口(0~14歳)は減少傾向にあります。平成27年の高齢者人口、生産年齢人口、年少人口の割合はそれぞれ、21.5%、66.1%、12.4%ですが、令和27年には43.8%、48.3%、7.9%となります。高齢者人口割合が22.3ポイント増加、生産年齢人口割合が17.8ポイント減少、年少人口割合は4.5ポイント減少すると推測されています。

生産年齢人口の減少は税収(自主財源)の減少を招き、高齢者人口の増加は社会保障費を増加させることが予想されます。このような税収減と義務的経費の増加は、全支出に占める経常経費の割合が大きくなることにつながり、公共施設等への投資的経費の割合が抑制される可能性があります。

このような人口動態の変化に対応した公共施設等の機能の見直しと、厳しい財政下における持続可能な公共サービスの提供が重要な課題です。

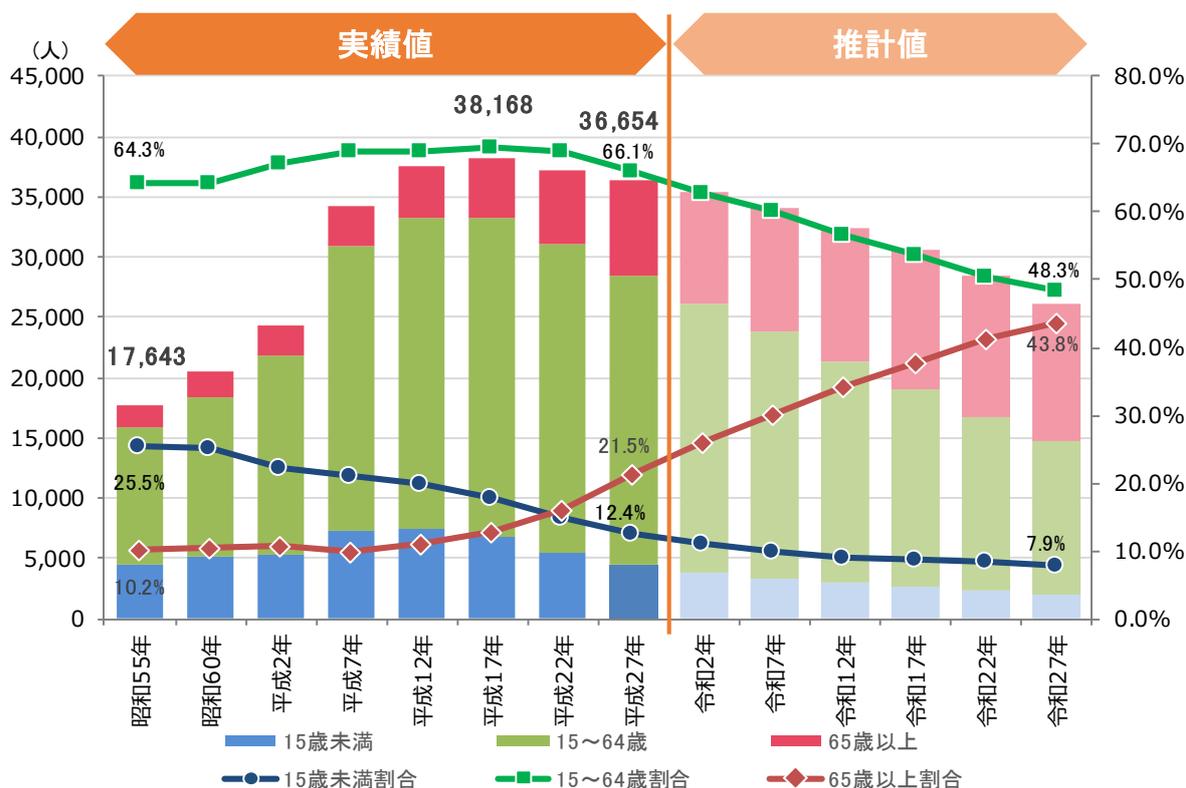


図 2-2：人口の推移及び人口構成比率の推移（推計含む）

出典：総務省国勢調査（～平成27年）
玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月）

2.3 財政状況

(1) 歳入・歳出の状況

令和2年度における本町の歳入額は、159.6億円、歳出総額は150.0億円です。歳入では、町税が48.4億円で歳入全体の約30%を占めています。令和2年度の歳入・歳出は、新型コロナウイルスの対策費等に伴い、例年より突出した国庫支出金およびその他の経費として計上されています。今後、生産年齢人口の減少により、町税を含む自主財源（39.0%）が減少する可能性があります。

一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費が約35%を占めており、今後は、高齢者人口の増加に伴う扶助費の増加が見込まれます。なお、公共施設等に使用される投資的経費は平成27年度の21.8億円を目途に、その後は10億円前後の一定の水準となっています。

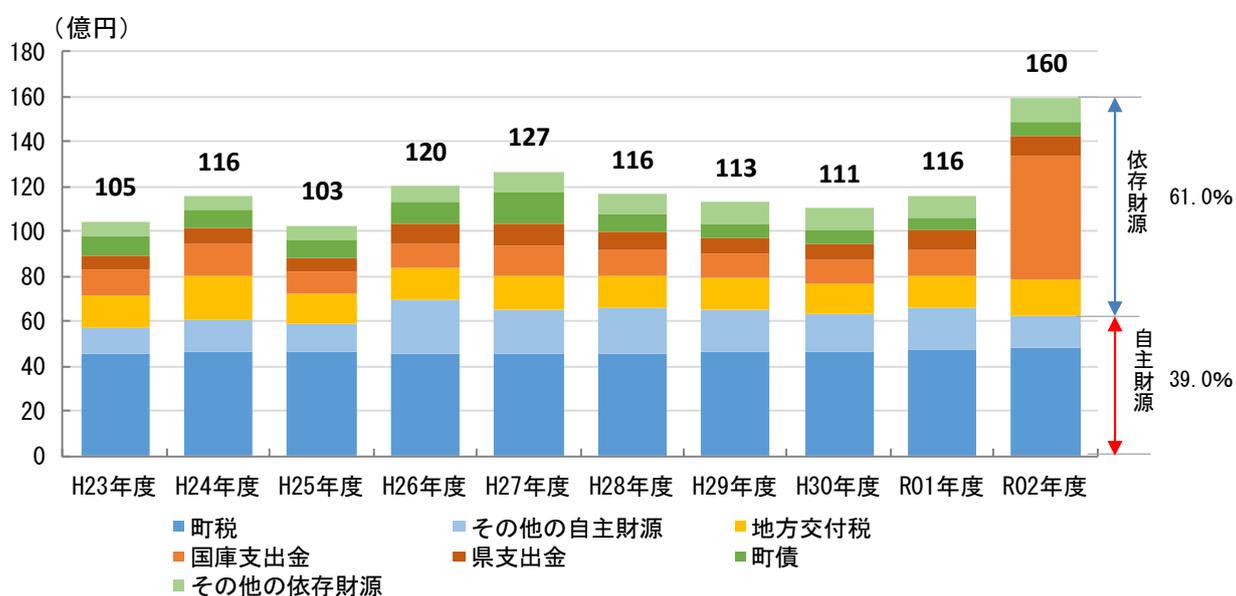


図 2-3：歳入の年度別推移（普通会計決算）

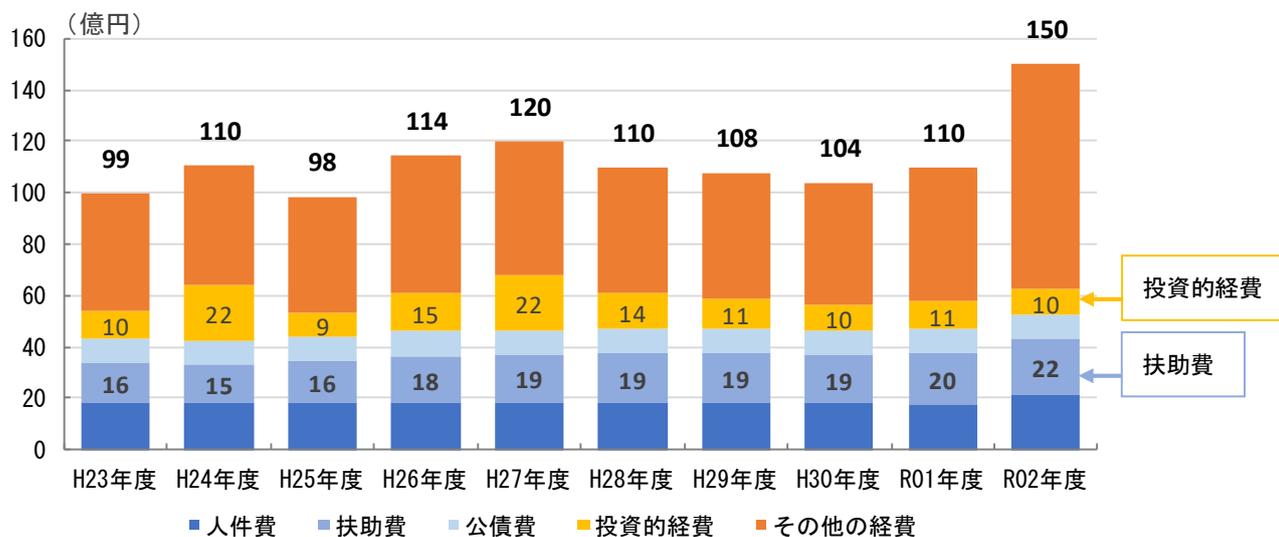


図 2-4：歳出の年度別推移（普通会計決算）

(2) 財政力指数と経常収支比率

地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数^{2※}は、令和2年度時点で0.77（同類型町村^{3※}の令和元年度の平均は0.67）となっています。一般的には、財政力指数が高いほど財源に余裕があるといわれています。

一方、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率^{4※}は令和2年度時点で90.9%（同類型町村の令和元年度の平均は91.5%）と高い率を示しています。一般的には、80%以下が望ましいとされており、この値が低いほど新たな施策等に充てられるお金が多くあることを示しています。本町は平成23年度に87.8%まで減少しましたが、近年増加傾向にあり、財政の硬直化が進んでいます。

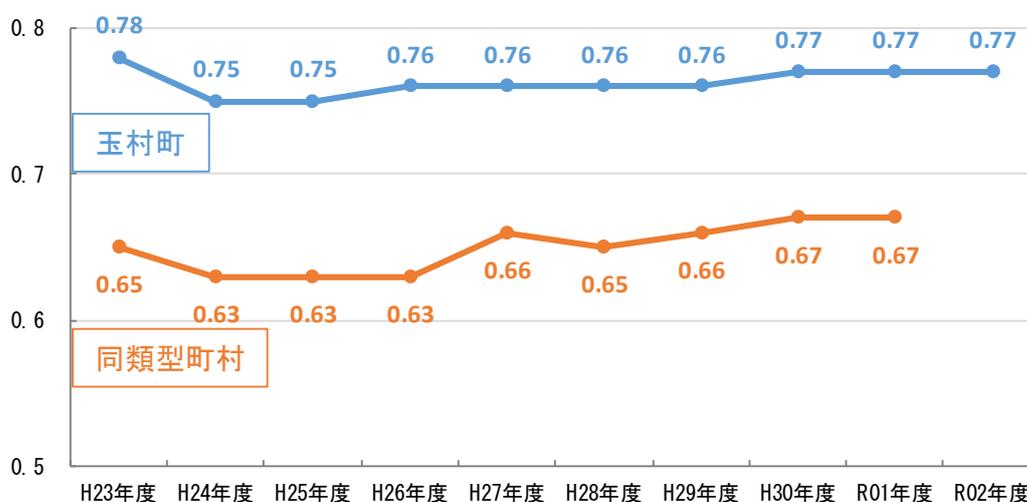


図 2-5：財政力指数の年度別推移

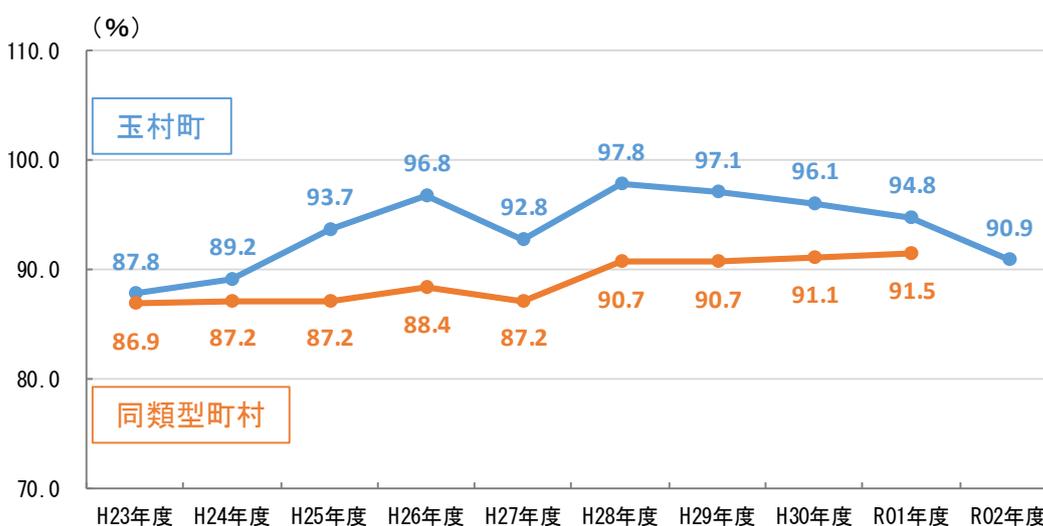


図 2-6：経常収支比率の年度別推移

^{2※} 地方公共団体の財政力を示す指数です。国が地方公共団体に対する財政援助の程度を決定する際の指標として用いられます。

^{3※} 地方公共団体は、人口規模や産業構造により「類型別」に区分されています。玉村町はV-2に分類されます。

(V-2：人口が2万人以上であり、二次三次産業の割合が80%以上且つ三次産業の割合が55%以上の全国の町村)

^{4※} 毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合を指します。

2.4 過去に行った対策の実績

本計画の改訂にあたり、過去に行った総合管理計画及び個別施設計画に基づく対策の実績として、当初の計画策定年度である平成28年度（2016年度）以降における、公共施設等の長寿命化対策等の実績を以下に示します。

表 2-1：直近5年に行った対策の実績（1/2）

改修実施年度	大分類	施設名称	実施内容
平成28 (2016)	学校教育系施設	玉村小学校	空調設備新設
	学校教育系施設	玉村中学校	空調設備新設
	学校教育系施設	南小学校	空調設備新設
	学校教育系施設	芝根小学校	空調設備新設
	学校教育系施設	中央小学校	空調設備新設
	学校教育系施設	中央小学校	プール塗替え塗装改修
	学校教育系施設	上陽小学校	空調設備新設
	学校教育系施設	南中学校	空調設備新設
	学校教育系施設	学校給食センター	煮炊釜補修
	公営住宅	上之手団地	個別改善工事(223・224号)
平成29 (2017)	町民文化系施設	文化センター	外壁改修、冷温水器入替
	学校教育系施設	玉村小学校	受水槽更新
	学校教育系施設	芝根小学校	プール塗替え塗装改修
	学校教育系施設	上陽小学校	防球ネット更新
	学校教育系施設	南中学校	金工室空調改修
	学校教育系施設	南中学校	特別教室棟屋上防水改修
	学校教育系施設	学校給食センター	排気送風機入替
	子育て支援施設	南児童館	空調新設
	子育て支援施設	健康の森児童館	空調新設
	子育て支援施設	中央児童館	空調新設
	子育て支援施設	西児童館	空調新設
	子育て支援施設	上陽児童館	空調新設
	行政系施設	玉村消防署	外壁塗替え
	行政系施設	玉村町役場	キュービクルフレーカー交換
	公営住宅	九街団地	改善工事(138号)
	公営住宅	上新田団地	改善工事(208号)
	公営住宅	上之手団地	個別改善工事(228号)
	公営住宅	上之手第二団地	個別改善工事(246号)
	公営住宅	上茂木団地	個別改善工事(262・263号)
	公営住宅	上福島団地	個別改善工事(165号)
公営住宅	辰巳団地	屋根・外壁改修(6号分)	
供給処理施設	クリーンセンター	基幹設備改良(長寿命化工事)	

表 2-1 : 直近 5 年に行った対策の実績 (2/2)

改修実施年度	大分類	施設名称	実施内容
平成30 (2018)	町民文化系施設	文化センター	空調機等更新
	社会教育系施設	歴史資料館(文化センター内)	空調機更新
	社会教育系施設	図書館(文化センター内)	外壁改修・機械室防水、空調機更新
	学校教育系施設	玉村小学校	放課後児童クラブ室改修
	子育て支援施設	南児童館	外壁塗装
	保健・福祉系施設	老人福祉センター	外壁塗装
	公営住宅	上新田団地	改善工事(206号)
	公営住宅	上福島団地	個別改善工事(164号)
	公営住宅	辰巳団地	屋根・外壁改修(6号分)
	公営住宅	辰巳団地	給水設備緊急改修
	供給処理施設	クリーンセンター	基幹設備改良(長寿命化工事)
令和1 (2019)	町民文化系施設	文化センター	中央監視更新、内装改修(自動ドア)
	学校教育系施設	芝根小学校	放課後児童クラブ室改修
	保健・福祉系施設	老人福祉センター	内装改修(露天間仕切り改修)
	公営住宅	上福島団地	個別改善工事(145・150号分)
	公営住宅	辰巳団地	個別改善工事(2号分)
	公営住宅	辰巳団地	屋根・外壁改修(6号分)
	供給処理施設	クリーンセンター	基幹設備改良(長寿命化工事)
令和2 (2020)	町民文化系施設	文化センター	空調操作器等更新
	学校教育系施設	玉村小学校	プレハブ棟改修
	学校教育系施設	南中学校	放送室音声調整卓交換
	子育て支援施設	健康の森児童館	児童館改修
	公営住宅	九街団地	改善工事(131・136号)
	公営住宅	辰巳団地	屋根・外壁改修(9号分)
	公営住宅	辰巳団地	個別改善工事(4号分)
	供給処理施設	クリーンセンター	基幹設備改良(長寿命化工事)

2.5 公共施設等の現況

(1) 対象施設の保有量

本計画で対象となる公共建築物及びインフラの保有量を示します。

表 2-2：公共建築物一覧表〔R03.4.1 現在〕

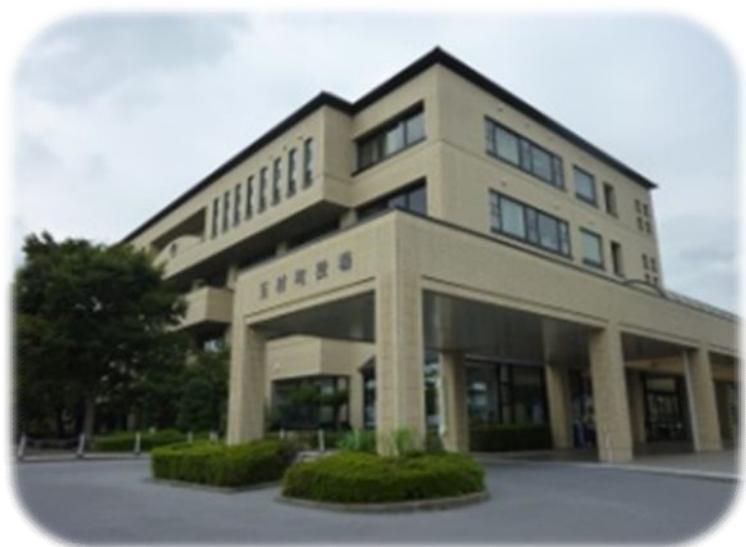
分類		施設数	施設名
町民文化系施設	集会施設	2	公民館(文化センター内)、筒茂木集会所
	文化施設	1	文化センター
	その他	1	上宿公民館
社会教育系施設	図書館	1	図書館(文化センター内)
	博物館等	2	歴史資料館(文化センター内)、文化財整理室
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	1	社会体育館
	レクリエーション施設・観光施設	4	指 B&G海洋センター、ふれあい農園、道の駅玉村宿、ふるハートホール
産業系施設	産業振興施設	1	勤労者センター
学校教育系施設	小学校	5	玉村小学校、南小学校、芝根小学校、中央小学校、上陽小学校
	中学校	2	玉村中学校、南中学校
	その他教育施設	2	学校給食センター、ふれあい教室・教育相談室
子育て支援施設	幼稚園、保育所	6	玉村幼稚園、第一保育所(地域子育て支援センター含む)、第二保育所、第三保育所、第四保育所、第五保育所
	児童館	5	南児童館、健康の森児童館、中央児童館、西児童館、上陽児童館
保健・福祉系施設	高齢福祉施設	2	指 老人福祉センター、指 デイ・サービスセンター(老人福祉センター内)
	障がい福祉施設	2	指 障がい者福祉センターのぼら、福祉機器用品備蓄庫(たんぼぼ内)
	その他社会福祉施設	1	保健センター
医療施設	診療所	0	民 玉村内科クリニック
行政系施設	庁舎	1	玉村町役場
	消防署、消防団詰所等	14	玉村消防署、消防団詰所(第一から第十分団)、パトロール詰所(上之手)、防災倉庫(下新田)、水防センター
公営住宅	町営住宅	12	八幡団地、八幡第二団地、布留坂団地、九街団地、上新田団地、与六団地、上之手団地、上之手第二団地、上茂木団地、福島団地、上福島団地、辰巳団地
公園内施設	公園内の建物	11	建物がある公園名：庁舎北公園、ふるハートパーク、指 総合運動公園、指 東部スポーツ広場公園、板井もみじ公園、板井親水公園、指 北部公園、角淵公園、水辺の森公園、下新田公園、板井根石公園
供給処理施設	供給処理施設	1	クリーンセンター
その他施設	公衆トイレ、車庫	3	玉村八幡宮内公衆トイレ、玉村町役場西駐車場車庫、交通広場
合計		80	

指…指定管理

民…民営

表 2-3：インフラ（道路、公園等）施設一覧表 [R03.4.1 現在]

分類		箇所数等	延長
道路	町道	1,475 路線	328.429km
	自転車歩行者道路	—	41.416km
橋梁	橋長 15m 以上	27 橋	559m
	橋長 15m 未満	80 橋	238m
上水道施設	取水場	9 場所	—
	浄水場	1 場所	—
	配水場	3 場所	—
	導水管および配水管	—	271,475m
下水道施設	汚水管	—	201,459m
	雨水ボックス	—	2,108m
公園	街区公園	1 場所	—
	近隣公園	1 場所	—
	地区公園	4 場所	—
	児童公園	6 場所	—



▲役場庁舎

(2) 公共建築物の施設割合と築年別整備状況

令和4年1月1日時点における本町の公共建築物の総延床面積は、約10.0万㎡です。このうち、小学校や中学校などの学校教育系施設が52.4%と最も多くの割合を占めています。

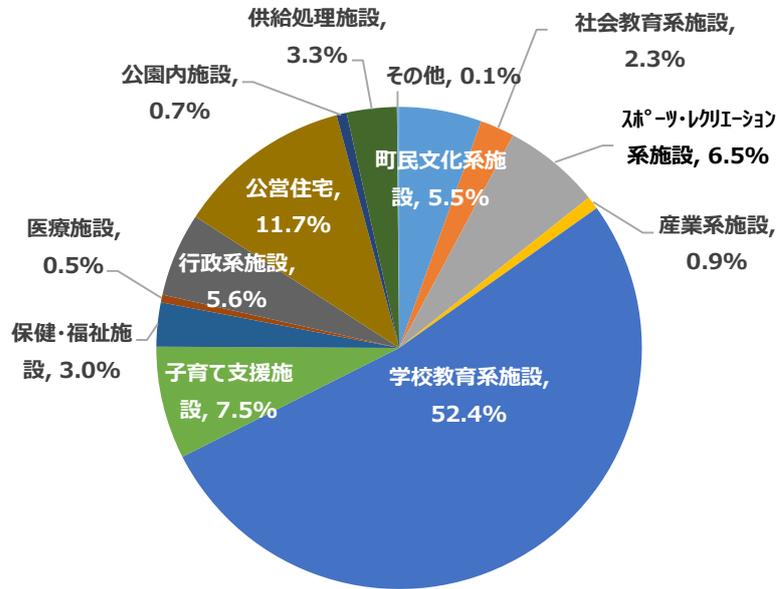


図 2-7：公共建築物の施設別割合

公共建築物の築年別整備状況は、昭和45年以降継続して行われており、平成6年に最も高い値を示しています。

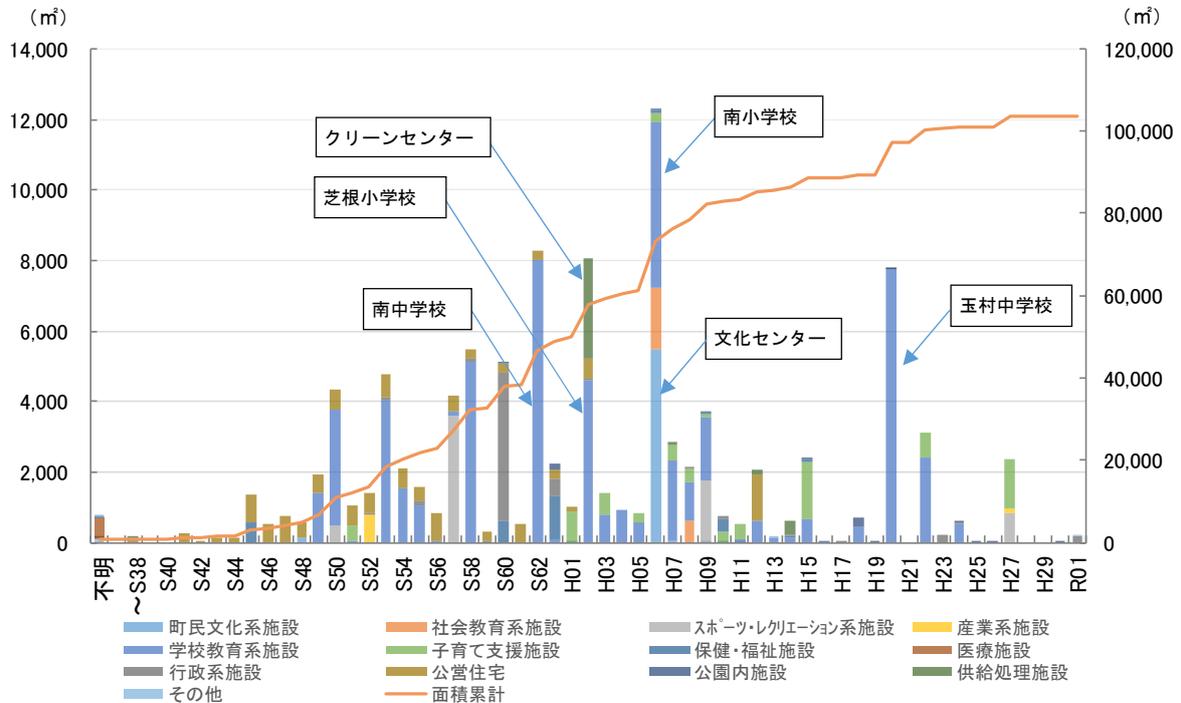


図 2-8：公共建築物の年度別整備量

出典：公有財産台帳（平成28年3月）
施設カルテ（令和4年1月）

本町の公共建築物は、今後急速に老朽化が進みます。築30年を超える公共建築物は、一般的に大規模改修が必要といわれており、その割合は令和元年度時点で建物面積全体の48%です。今後、施設がそのまま維持された場合、築30年を超える公共建築物は、10年後には全体の81%を超え、20年後には94%となります。

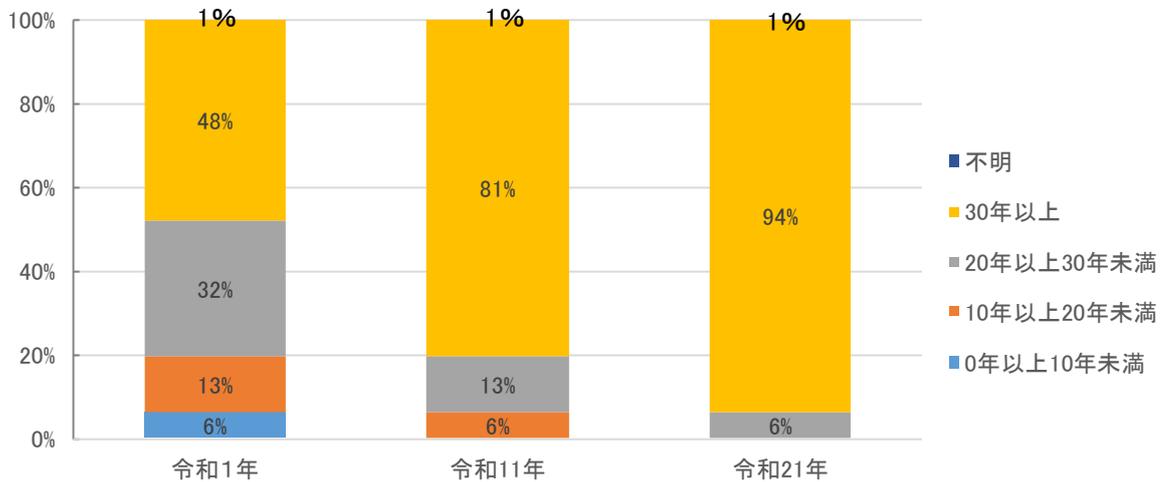


図 2-9：公共建築物の建設後経過年数の推移

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

本町では固定資産台帳を平成27年度より整備しており、資産ごとの取得価額、減価償却累計額を把握しています。償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。有形固定資産減価償却率は、下記の算定式により算出します。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産（建物及び工作物）の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$

施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移は以下の通りです。値が高くなるほど、償却資産の老朽化が進行していることを示しています。また、建物の新規取得、建物の撤去等が実施された場合には値が減少します。



▲南中学校

表 2-4：直近 3 カ年での有形固定資産減価償却率

施設類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度
町民文化系施設	59.8%	61.9%	64.1%
社会教育系施設	58.9%	61.2%	63.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	52.4%	54.9%	57.4%
産業系施設	90.2%	92.4%	94.6%
学校教育系施設	57.2%	59.4%	61.7%
子育て支援施設	47.8%	51.1%	54.4%
保健・福祉系施設	59.5%	61.7%	63.9%
医療施設	76.0%	78.0%	80.0%
行政系施設	69.4%	68.0%	70.2%
公営住宅	97.7%	98.6%	99.4%
公園内施設	65.4%	67.0%	68.7%
供給処理施設	68.1%	71.1%	74.1%
その他	72.9%	51.8%	53.5%

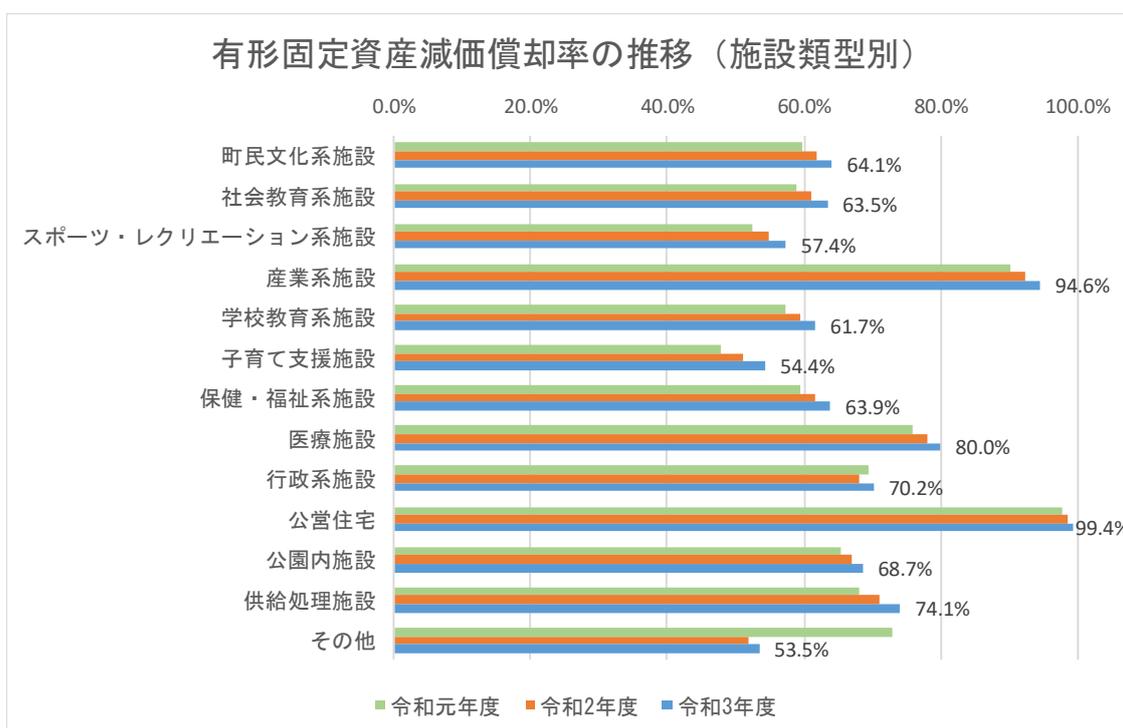


図 2-10：有形固定資産減価償却率の推移

表 2-5 : 玉村町公共建築物築年度一覽表 (1/7)

年度 (和曆)	年度 (西曆)	大分類	名称	名称分類名	延床面積 (㎡)
昭和38	1963	公営住宅	八幡団地	住宅	36.30
				住宅	36.30
		公営住宅	布留坡団地	住宅	31.12
				住宅	31.12
				住宅	31.12
昭和41	1966	公営住宅	福島団地	住宅	62.00
				住宅	62.00
				住宅	31.00
				住宅	31.00
				住宅	36.00
				住宅	36.00
昭和42	1967	公営住宅	福島団地	住宅	62.00
昭和43	1968	公営住宅	福島団地	住宅	31.40
				住宅	31.40
				住宅	31.40
				住宅	31.40
昭和44	1969	公営住宅	福島団地	住宅	62.80
				住宅	31.40
				住宅	31.40
昭和45	1970	公営住宅	与六団地	住宅	260.16
				住宅	261.60
				住宅	261.60
		保健・福祉系施設	障がい者福祉センターたんぽぽ	福祉施設	181.86
				福祉施設	234.86
				事務所	162.02
昭和46	1971	公営住宅	与六団地	住宅	261.60
				住宅	261.60
昭和47	1972	公営住宅	与六団地	住宅	261.60
				住宅	261.60
				住宅	216.80
昭和48	1973	公営住宅	九街団地	住宅	219.12
				住宅	236.70
		町民文化系施設	筒茂木集会所	公民館・集会所	136.64
昭和49	1974	学校教育系施設	玉村小学校	校舎	1,409.00
				機械室	5.46
		公営住宅	上福島団地	住宅	246.60
				住宅	266.40

表 2-5 : 玉村町公共建築物築年度一覧表 (2/7)

年度 (和暦)	年度 (西暦)	大分類	名称	名称分類名	延床面積 (㎡)
昭和50	1975	学校教育系施設	玉村小学校	校舎	252.00
				校舎	2,065.00
				校舎	963.50
		公営住宅	上福島団地	住宅	134.70
				住宅	134.70
				住宅	289.44
スポーツ・レクリエーション系施設	ふるハート交流館	公会堂・ホール	36.07		
		公会堂・ホール	453.49		
昭和51	1976	学校教育系施設	玉村小学校	倉庫	41.86
				危険物倉庫	9.90
		公営住宅	辰巳団地	住宅	307.02
				住宅	289.44
子育て支援施設	第五保育所	園舎	428.71		
昭和52	1977	公営住宅	辰巳団地	住宅	255.85
				住宅	324.60
		産業系施設	勤労者センター	講堂	777.79
行政系施設	消防団詰所(第三分団)	詰所・消防器具置場	51.84		
昭和53	1978	学校教育系施設	玉村小学校	体育館	1,150.42
		学校教育系施設	上陽小学校	校舎	446.65
				校舎	2,432.18
		公営住宅	辰巳団地	住宅	204.68
				住宅	216.40
				住宅	216.40
行政系施設	消防団詰所(第五分団)	詰所・消防器具置場	51.84		
行政系施設	消防団詰所(第九分団)	詰所・消防器具置場	52.99		
昭和54	1979	学校教育系施設	玉村小学校	プール附属舎	92.00
		学校教育系施設	上陽小学校	機械室	44.19
				校舎	1,392.50
		公営住宅	上新田団地	住宅	197.97
				住宅	197.97
住宅	197.97				
昭和55	1980	学校教育系施設	上陽小学校	便所	6.52
				倉庫	50.00
				プール附属舎	23.15
				体育館	987.94
		公営住宅	上新田団地	住宅	197.97
				住宅	197.97
		行政系施設	消防団詰所(第一分団)	詰所・消防器具置場	72.90
行政系施設	消防団詰所(第十分団)	詰所・消防器具置場	53.46		

表 2-5 : 玉村町公共建築物築年度一覧表 (3/7)

年度 (和暦)	年度 (西暦)	大分類	名称	名称分類名	延床面積 (㎡)
昭和56	1981	学校教育系施設	玉村小学校	倉庫	33.58
				住宅	131.98
		公営住宅	上新田団地	住宅	131.98
				住宅	131.98
		公営住宅	上之手団地	住宅	131.98
				住宅	131.98
住宅	131.98				
昭和57	1982	学校教育系施設	玉村小学校	校舎	108.10
				公営住宅	上之手第二団地
		公営住宅	上之手団地	住宅	131.98
		スポーツ・レクリエーション系施設	社会体育館	体育館	3,574.94
				機械室	5.48
				便所	26.80
昭和58	1983	学校教育系施設	中央小学校	プール附属舎	18.56
				プール附属舎	56.64
				体育館	761.45
				校舎	634.21
				校舎	3,638.29
		公営住宅	上之手第二団地	住宅	263.96
		行政系施設	消防団詰所(第二分団)	詰所・消防器具置場	52.99
		行政系施設	消防団詰所(第七分団)	詰所・消防器具置場	52.99
昭和59	1984	公営住宅	上之手第二団地	住宅	263.96
		行政系施設	消防団詰所(第六分団)	詰所・消防器具置場	52.99
昭和60	1985	公営住宅	上之手第二団地	住宅	263.96
		公園内施設	庁舎北公園	公衆便所	10.89
		保健・福祉系施設	保健センター	保健センター	602.68
		行政系施設	玉村町役場	庁舎	510.60
				庁舎	3,695.85
昭和61	1986	公営住宅	上之手第二団地	住宅	263.96
				住宅	263.96
昭和62	1987	学校教育系施設	南中学校	部室	417.38
				プール附属舎	137.17
				体育館	1,365.26
				校舎	6,080.50
		公営住宅	上之手第二団地	住宅	263.96

表 2-5 : 玉村町公共建築物築年度一覧表 (4/7)

年度 (和暦)	年度 (西暦)	大分類	名称	名称分類名	延床面積 (㎡)
昭和63	1988	学校教育系施設	玉村小学校	倉庫	112.34
		公営住宅	上茂木団地	住宅	132.48
				住宅	132.48
		公園内施設	総合運動公園	管理棟	189.70
		保健・福祉系施設	デイ・サービスセンター (老人福祉センター内)	福祉施設	417.00
		保健・福祉系施設	老人福祉センター	福祉集会所	781.26
		行政系施設	玉村消防署	庁舎	415.41
倉庫	49.82				
危険物倉庫	3.23				
平成1	1989	学校教育系施設	中央小学校	焼釜室	8.64
		学校教育系施設	上陽小学校	焼釜室	5.00
		子育て支援施設	玉村幼稚園	車庫	123.12
				園舎	740.74
公営住宅	上茂木団地	住宅	132.48		
平成2	1990	学校教育系施設	玉村小学校	校舎	466.11
		学校教育系施設	芝根小学校	機械室	16.06
				倉庫	66.24
				プール附属舎	18.56
				プール附属舎	67.70
				校舎	3,961.41
		公営住宅	上茂木団地	住宅	132.48
				住宅	139.94
				住宅	132.48
				住宅	139.94
		行政系施設	玉村消防署	庁舎	68.85
		供給処理施設	クリーンセンター	車庫	113.73
管理棟	315.72				
作業場	697.13				
焼却場	1,722.58				
平成3	1991	学校教育系施設	芝根小学校	体育館	777.05
		子育て支援施設	第二保育所	園舎	612.99
平成4	1992	学校教育系施設	中央小学校	校舎	944.59
平成5	1993	学校教育系施設	南中学校	校舎	571.74
		子育て支援施設	玉村幼稚園	園舎	250.69

表 2-5 : 玉村町公共建築物築年度一覧表 (5/7)

年度 (和暦)	年度 (西暦)	大分類	名称	名称分類名	延床面積 (㎡)
平成6	1994	学校教育系施設	南小学校	機械室	15.42
				校舎	4,699.38
		公園内施設	ふるハートパーク	公衆便所	6.60
		保健・福祉系施設	老人福祉センター	屋内軽スポーツ場	90.74
		子育て支援施設	西児童館	園舎	250.08
		町民文化系施設	公民館(文化センター内)	公民館・集会所	950.96
		町民文化系施設	文化センター	機械室	313.28
				公会堂・ホール	4,195.93
社会教育系施設	歴史資料館(文化センター内)	資料館	474.88		
社会教育系施設	図書館(文化センター内)	図書館	1,284.47		
平成7	1995	学校教育系施設	南小学校	プール附属舎	18.68
				プール附属舎	75.48
				体育館	862.95
				校舎	284.50
		学校教育系施設	芝根小学校	校舎	1,059.37
		子育て支援施設	第二保育所	園舎	148.62
		子育て支援施設	健康の森児童館	園舎	295.06
		町民文化系施設	公民館(文化センター内)	倉庫	27.26
供給処理施設	クリーンセンター	焼却場	40.43		
		焼却場	7.82		
		焼却場	12.20		
平成8	1996	学校教育系施設	上陽小学校	危険物倉庫	6.67
		学校教育系施設	南幼稚園	車庫	125.31
				園舎	969.52
		子育て支援施設	第二保育所	園舎	66.25
		子育て支援施設	第五保育所	園舎	72.14
		子育て支援施設	上陽児童館	園舎	283.54
		行政系施設	玉村消防署	訓練棟	17.85
社会教育系施設	文化財整理室	事務所	601.68		
平成9	1997	保健・福祉系施設	障がい者福祉センターたんぼぼ	会議室	86.95
		子育て支援施設	第五保育所	園舎	75.38
		町民文化系施設	文化センター	機械室	6.30
		スポーツ・レクリエーション系施設	B&G海洋センター	プール	1,749.19
		学校教育系施設	学校給食センター	危険物倉庫	16.11
給食センター	1,776.16				
平成10	1998	学校教育系施設	南中学校	車庫	11.73
		保健・福祉系施設	障がい者福祉センターのぼら	福祉施設	57.71
				福祉施設	311.75
		子育て支援施設	中央児童館	園舎	284.03
行政系施設	消防団詰所(第八分団)	詰所・消防器具置場	67.07		

表 2-5 : 玉村町公共建築物築年度一覧表 (6/7)

年度 (和暦)	年度 (西暦)	大分類	名称	名称分類名	延床面積 (㎡)
平成11	1999	学校教育系施設	玉村小学校	車庫	13.95
		学校教育系施設	南小学校	車庫	12.60
		学校教育系施設	芝根小学校	車庫	12.60
		学校教育系施設	中央小学校	車庫	12.60
		学校教育系施設	上陽小学校	車庫	12.60
		子育て支援施設	第三保育所	園舎	94.40
		子育て支援施設	南児童館	園舎	348.22
		スポーツ・レクリエーション系施設	ふれあい農園	倉庫	9.79
				倉庫	9.79
平成12	2000	学校教育系施設	玉村小学校	校舎	272.78
		学校教育系施設	中央小学校	校舎	12.29
				校舎	334.29
		公営住宅	八幡第二団地	住宅	246.37
				住宅	153.11
				住宅	153.11
				住宅	101.14
				住宅	306.23
住宅	101.14				
供給処理施設	クリーンセンター	作業場	246.37		
			132.49		
平成13	2001	学校教育系施設	玉村小学校	校舎	140.00
		その他	玉村八幡宮内公衆トイレ	公衆便所	33.30
平成14	2002	学校教育系施設	玉村小学校	校舎	130.78
		学校教育系施設	南中学校	体育館	9.50
				校舎	6.26
		保健・福祉系施設	障がい者福祉センターのばら	福祉施設	12.49
		行政系施設	消防団詰所(第四分団)	詰所・消防器具置場	67.07
供給処理施設	クリーンセンター	保管施設	85.26		
		焼却場	310.45		
平成15	2003	学校教育系施設	南中学校	廊下・渡廊下	46.83
				校舎	603.57
		公園内施設	北部公園	公衆便所	40.49
		保健・福祉系施設	老人福祉センター	福祉集会所	91.44
		子育て支援施設	第一保育所(地域子育て支援センター含)	園舎	135.25
機械室	7.81				
		園舎	1,471.01		
平成16	2004	保健・福祉系施設	老人福祉センター	機械室	20.25
平成17	2005	行政系施設	パトロール詰所(上之手)	詰所・消防器具置場	9.93

表 2-5 : 玉村町公共建築物築年度一覧表 (7/7)

年度 (和暦)	年度 (西暦)	大分類	名称	名称分類名	延床面積 (㎡)
平成18	2006	公園内施設	北部公園	管理棟	264.05
		公園内施設	角瀨公園	公衆便所	4.93
		学校教育系施設	ふれあい教室・教育相談室	校舎	441.83
平成19	2007	公園内施設	東部スポーツ広場公園	公衆便所	10.16
平成20	2008	学校教育系施設	玉村中学校	校舎	7,683.88
				トイレ、器具庫、倉庫	76.00
		公園内施設	下新田公園	公衆便所	23.18
		行政系施設	玉村町役場	倉庫	6.60
平成22	2010	学校教育系施設	玉村中学校	プール附属舎	169.00
				体育館	2,232.10
		子育て支援施設	第三保育所	園舎	729.37
平成23	2011	行政系施設	玉村消防署	庁舎	214.92
平成24	2012	学校教育系施設	南中学校	武道館	509.25
		公園内施設	板井親水公園	公衆便所	5.52
		行政系施設	防災倉庫(下新田)	倉庫	46.20
平成25	2013	公園内施設	板井もみじ公園	公衆便所	7.22
平成26	2014	公園内施設	総合運動公園	公衆便所	2.75
				公衆便所	2.75
				公衆便所	23.42
				放送室	29.81
平成27	2015	子育て支援施設	第四保育所	園舎	1,399.34
		スポーツ・レクリエーション系施設	道の駅玉村宿	道の駅施設	850.82
				公衆トイレ	138.42
平成30	2018	公園内施設	板井根石公園	公衆便所	11.03
令和1	2019	行政系施設	水防センター	水防センター	200.00
		その他	交通広場	公衆便所	6.00
不明	不明	学校教育系施設	上陽小学校	倉庫	47.80
		公園内施設	水辺の森公園	公衆便所	6.10
		子育て支援施設	第五保育所	危険物倉庫	1.80
		スポーツ・レクリエーション系施設	ふるハート交流館	物置・小屋	12.15
		町民文化系施設	上宿公民館	公民館・集会所	69.56
		医療施設	玉村内科クリニック(廃止)	保健所・診療所	538.65
		その他	玉村町役場西職員駐車場車庫	車庫	97.86
		保健・福祉系施設	福祉機器用品備蓄庫(たんぼぼ内)	倉庫	19.87

※不明：築年度が確定できないもの

(4) インフラの年度別整備状況

① 道路

道路は約 328km が整備されています。なお、「第 6 次玉村町総合計画・実施計画」(令和 3 年度～令和 14 年度) では、今後も道路の整備事業が予定されています。

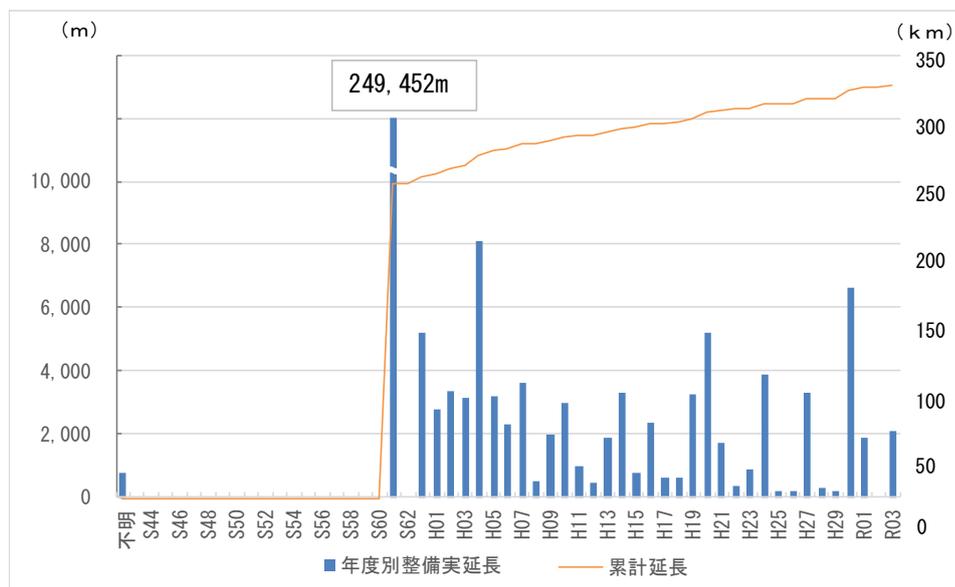


図 2-11：道路の年度別整備量（延長）

出典：道路台帳資産データ（道路）
(令和 3 年 4 月)

② 橋梁

橋梁は 107 橋を本町で管理しています。建設年が判明している橋梁では、多くが昭和 40 年代に建設されており、老朽化の進行が課題となっています。そのため、平成 24 年には「玉村町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、継続的な橋梁保全の取り組みを実施することとしました。今後も橋梁の点検・補修工事が予定されています。

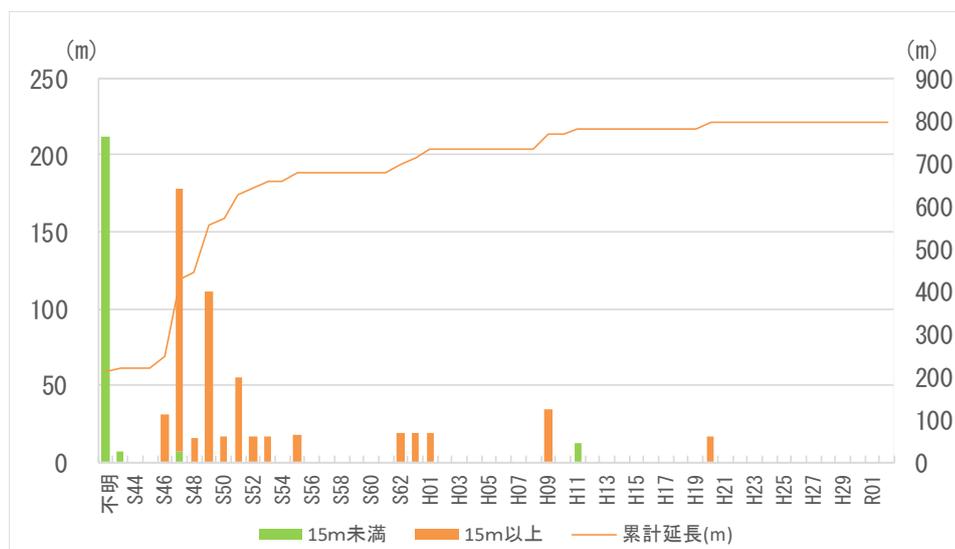


図 2-12：橋梁の年度別整備量（延長）

出典：道路台帳資産データ（橋梁）
(令和 3 年 4 月)

③ 公園

町内には都市公園が12か所整備されています。最も早く整備されたのは昭和49年度の南玉公園であり、最近では平成15年から平成18年にかけて北部公園が整備されました。今後は、老朽化したポンプ設備や遊具等の修繕・更新が行われる予定です。

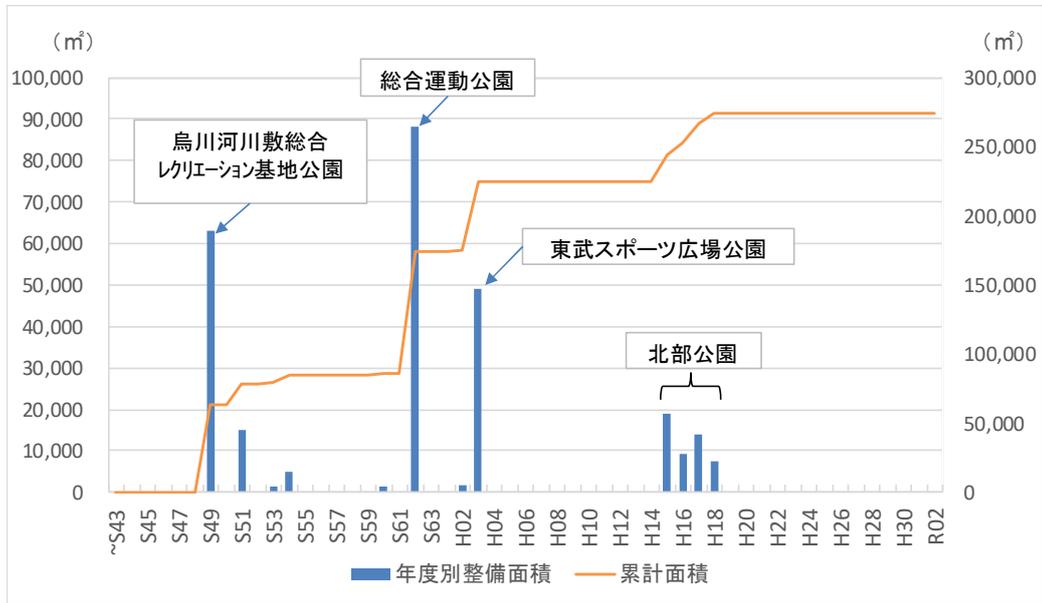


図 2-13 : 公園の年度別整備量 (面積)

出典: 都市公園台帳

④ 上水道

上水道管は延長 271,475m が整備されています。また、上水道の普及率は、平成17年度には 99.9% に達しました。現在は、上水道管の老朽化が進行しているため、更新整備や耐震化が継続して実施されています。

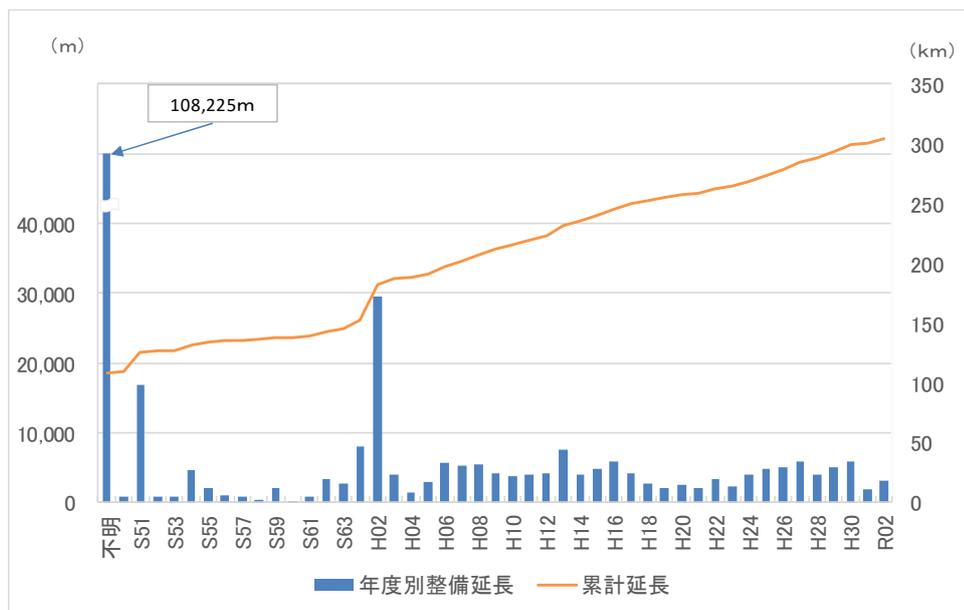


図 2-14 : 上水道の年度別整備量 (管路延長)

出典: 上水道管路管理システム

⑤ 下水道

下水道管の整備は昭和 57 年度から開始され、延長 203, 568m の污水管及び雨水ボックスが整備されてきました。令和 2 年度末時点での下水道普及率は約 86. 0% であり、現在も整備が積極的に進められています。

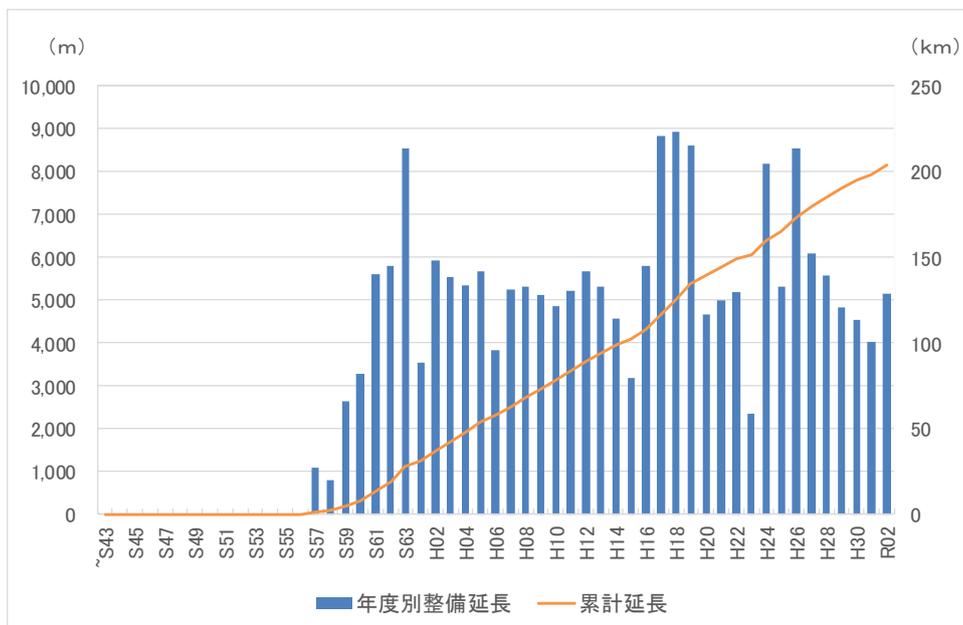


図 2-15：下水道の年度別整備量（管路延長）

出典：下水道台帳（総括）調書



▲公共下水道用マンホール鉄蓋

2.6 公共施設等の中長期的な経費の見通し

本町が現在管理する公共施設等の改修や更新にかかる費用を、総務省試算ソフトを用いて算出します。また、本町の投資的

(過去10年間の年平均額)を求め、将来必要となる経費との差額を確認します。

※経費の算出条件については、参考資料(P.54)に記載

(1) 投資的経費

普通会計と公営企業会計の投資的経費を以下に示します。平成23年度から令和2年度の10年間にわたる投資的経費の年平均額は約20.7億円となり、この額を、今後も本町が公共施設等の改修・更新に用いることのできる経費と仮定します。

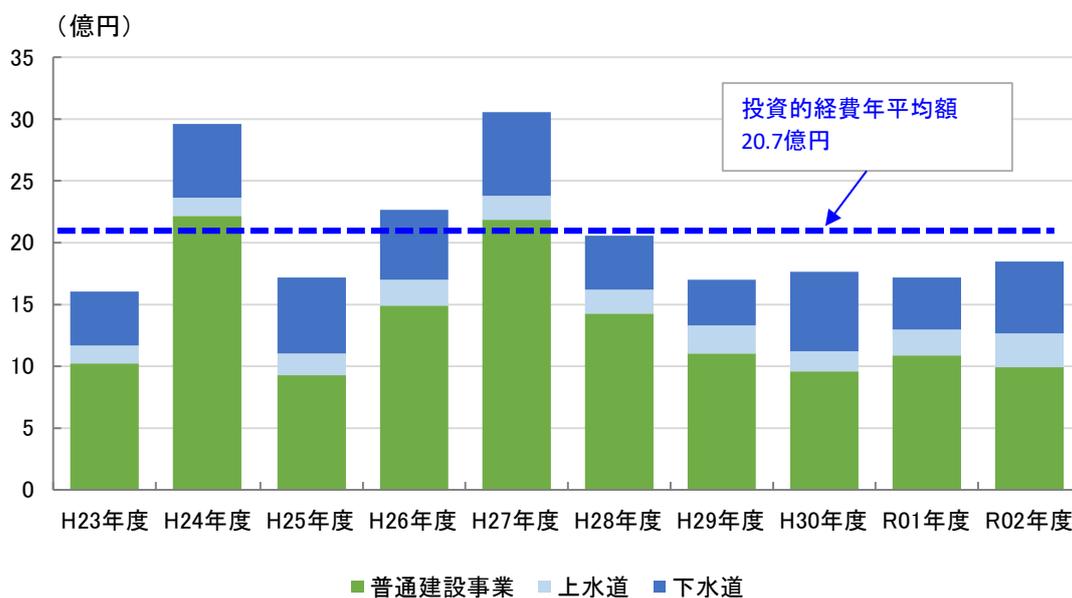


図 2-16 : 過去 10 年間の投資的経費の推移と内訳 (公営企業会計を含む)

出典 : 平成 18~23 年 : 公営企業経営健全化計画 (上水道)、公営企業経営健全化計画 (下水道)
平成 24~26 年 : 玉村町アセットマネジメント業務報告書、下水道事業経営計画書
平成 27 年 : 平成 27 年度決算資料



▲文化センター

(2) 将来の更新費（公共建築物）

総務省の試算ソフトを用いて計算すると、公共建築物のみの今後 35 年間の改修や更新費用の合計額は約 343.7 億円、年間平均額は約 9.8 億円となります。

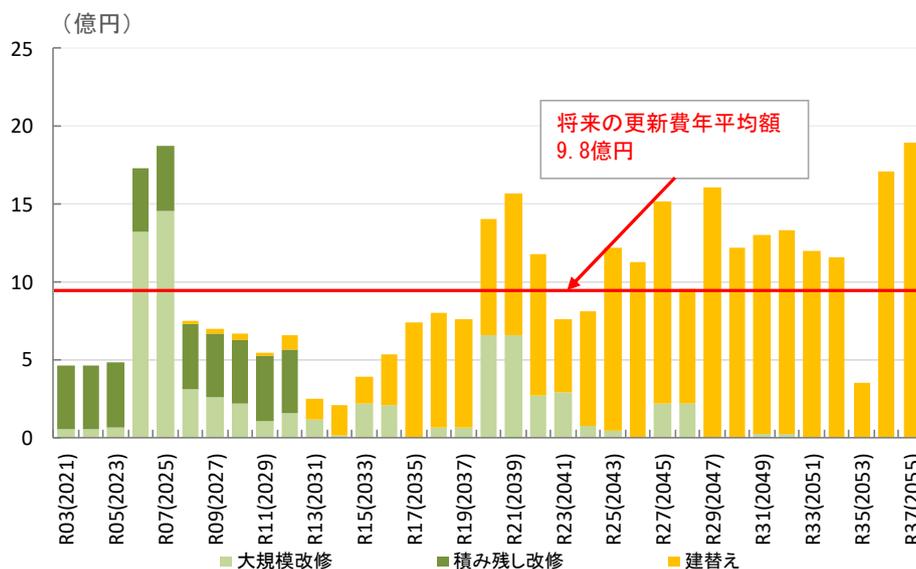


図 2-17：公共建築物の年度別更新費用の推計

(3) 将来の更新費（公共建築物+インフラ）

同様の方法を用いて今後 35 年間で必要となる公共施設等（公共建築物+インフラ）の改修や更新にかかる費用を試算すると、35 年間の合計額は約 885.4 億円、年平均額は約 25.3 億円となります。本町の投資的経費約 20.7 億円/年と比較すると、約 4.6 億円/年の超過となります。

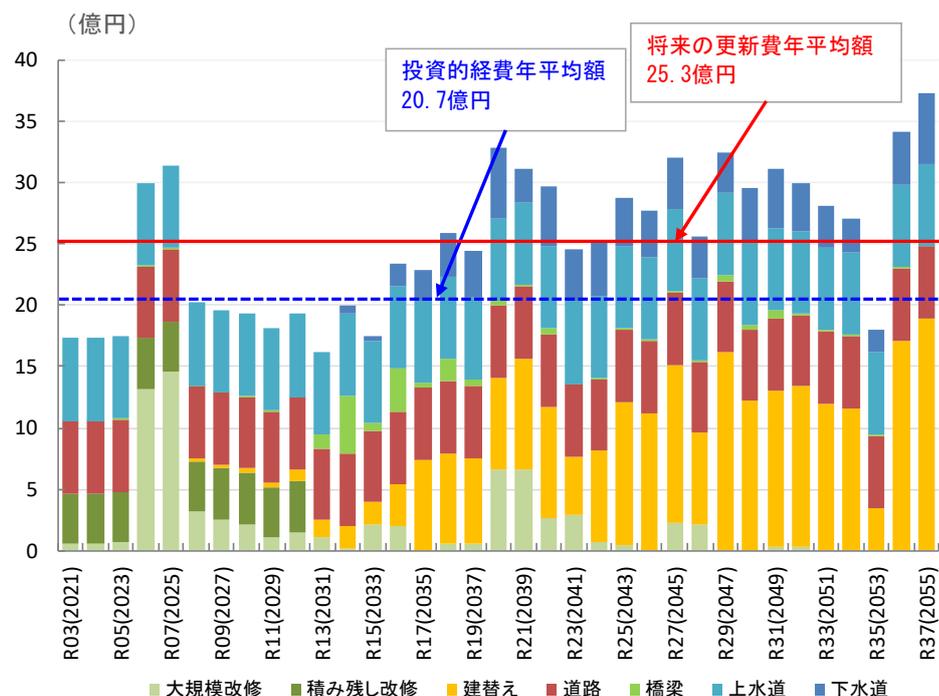


図 2-18：公共施設等の年度別更新費用の推計

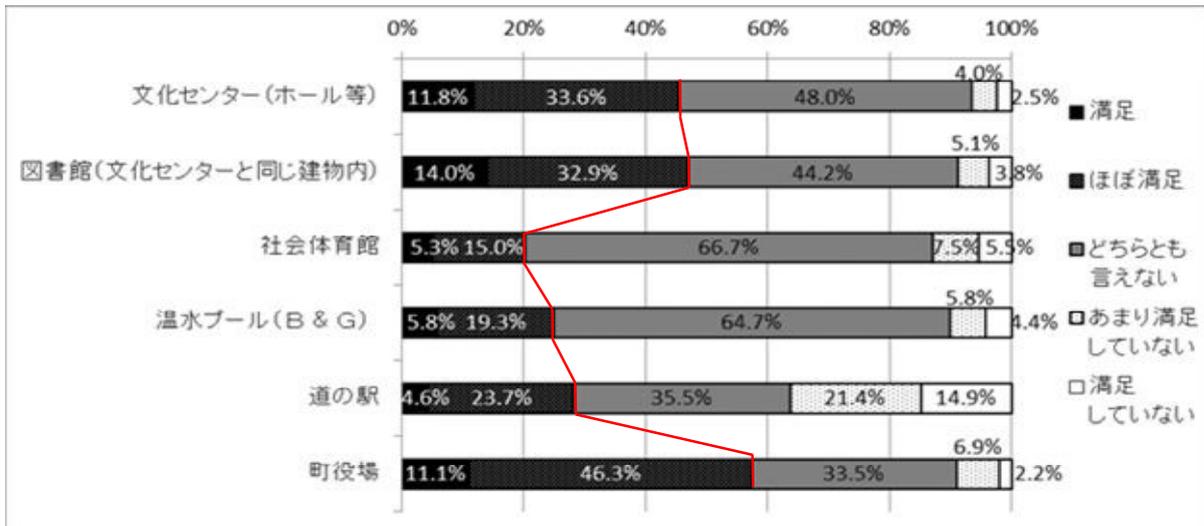
2.7 町民ニーズ

(1) 住民意識調査における回答と分析

無作為抽出した町民 1,200 人に対し、本年度住民意識調査を実施し、500 人 (41.7%) の人から回答を得ました。主な結果を下記に示します。

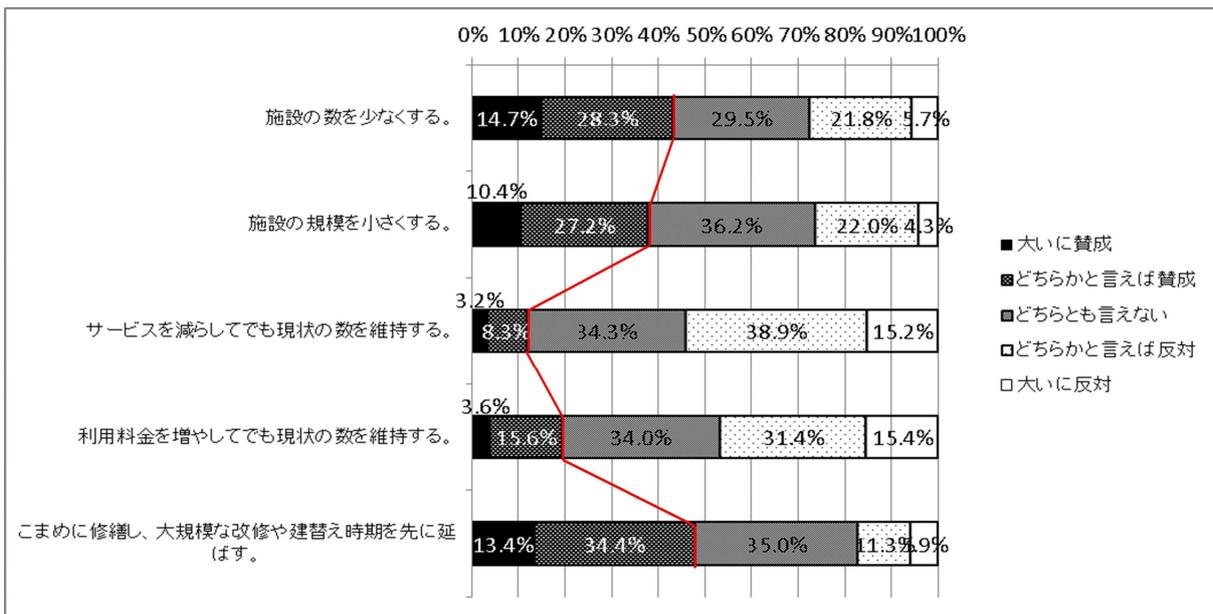
① 公共施設に対する満足度

幅広い世代が利用する「文化センター」、「図書館」、「町役場」については満足度（満足、ほぼ満足）が約 4 割以上となりました。「社会体育館」や「温水プール」の満足度は 2 割強となっています。一方、「道の駅」は満足度（約 3 割）より不満足度（あまり満足していない、満足していない）が高い結果となっています。



② 公共施設等の老朽化に対する玉村町の対策について

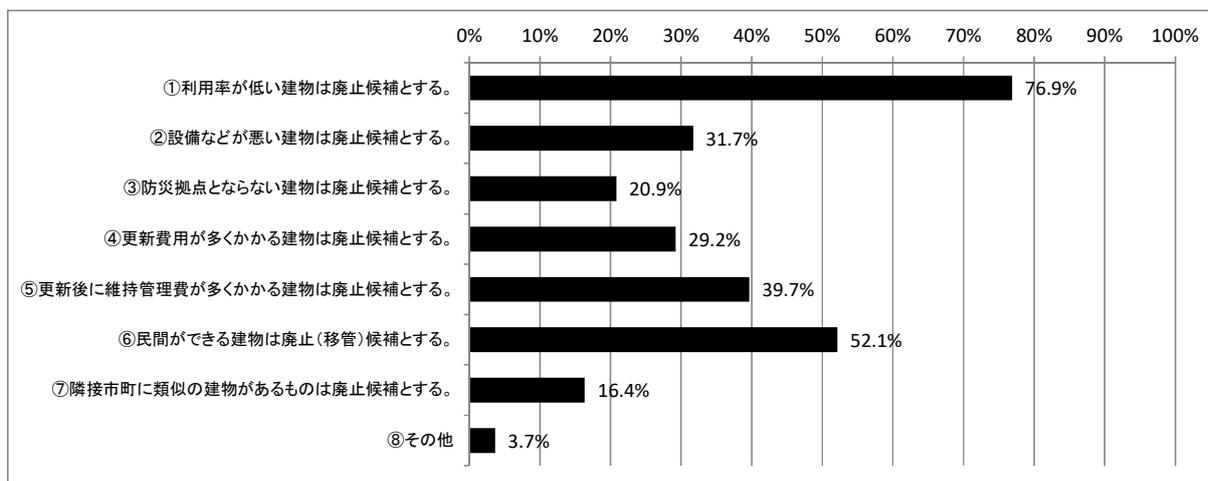
「こまめに修繕し、大規模な改修や建替え時期を先に延ばす」という対策に賛成意見が最も多く集まりました。一方、「サービスを減らしてでも現状の数を維持する」という対策への賛成意見は、多くありませんでした。



③ 公共建築物の廃止条件について

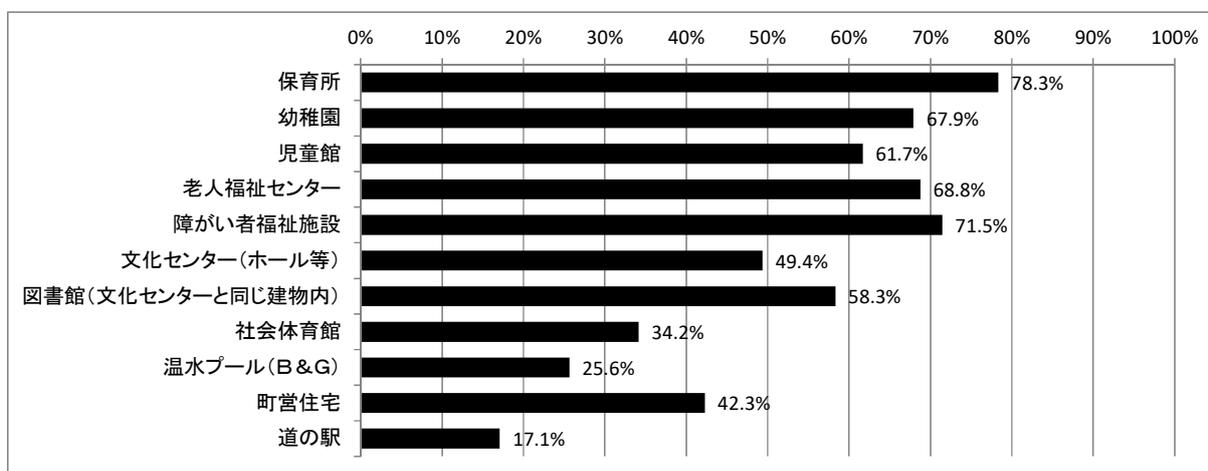
利用率が低い施設が最も高く、設備が悪い施設や更新費用が高い施設についても廃止条件の候補との意見がありました。

また、民間ができる建物は廃止（移管）候補とする意見も多くありました。



④ 行政が運営したほうが良い施設について

子育て支援施設や、保健・福祉施設が多いことが分かります。



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 現状や課題に関する基本認識

これまでの本町の現状及び課題を整理し、基本認識を示します。

■ 老朽化の進行

- ・ 玉村町の公共建築物のうち、築 30 年以上の建物が 48%を占めている。施設の安全性の確保が非常に重要で、今後はこれまで以上に点検や改修など、きめ細やかな対応が必要になる。

■ 年齢階層の変化等に伴うニーズの変化

- ・ 少子高齢化に伴い、年齢階層別の人口数及びその割合が変化することで、公共建築物としての必要な規模の変化が予想される。

■ 健全財政の維持

- ・ 玉村町の歳入は今後の経済状況や少子高齢化の進展などにより大幅な増加は見込まれない。一方で、歳出は扶助費(社会保障費等)の増加が見込まれる。
- ・ 公共施設等の維持及び更新のためには、今後 35 年間で年平均 25.3 億円が必要と推計される。そのため、近年の投資的経費の年平均額 20.7 億円と比較すると約 4.6 億円の差(p.26 参照)があり、不足分を補うための経費縮減等の対策が必要となる。

3.2 基本理念

将来にわたり必要な行政サービスを維持するために、サービスの質や量及び提携主体、施設に要するコストなど、多面的に検討を行い、玉村町の身の丈にあった公共施設量へと見直しを進めていきます。

そこで、見直しにより生まれる不要施設は、取り壊すだけでなく新たな財産として、官民連携等の手法を活用し、社会環境の変化や町民ニーズに対応した施設への転換など、町の「未来」を創っていく貴重な資産として、積極的に利用の転換を進めていきます。

こうした未来志向の公共施設等のありかたを推進するため、公共施設等の現状や課題、人口動向、公共施設等の更新費用推計などの基本的な認識を受け、公共施設等の管理に関する基本理念を以下のとおり示します。

【基本理念】

持続可能なまちづくりに向け、
公共施設等の量や活用方法を見直し、
時代に即した公共サービスを提供します。

3.3 課題に対する基本方針

基本理念を前提として、本町における3つの課題に対する基本方針を以下に掲げます。

課題1:老朽化の進行に対する方針

■ 点検・修繕・改修・更新等の計画的な実施

- ・ 玉村町が所有する公共施設等の中長期計画を作成し、適切な維持・管理を実施する。
- ・ 対症療法的管理から予防保全的管理へ方針の転換を図る。

課題2:年齢階層の変化等に伴うニーズの変化に対する方針

■ 年齢階層の変化等に合わせた公共施設等の規模の適正化

- ・ 少子高齢化や人口規模にあわせて、施設延床面積の削減に取り組む。
- ・ 施設の統廃合を推進する。

課題3:健全財政の維持に対する方針

■ 公共施設等の将来の更新費用の縮減

- ・ 施設毎の長寿命化修繕計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減、平準化を図る。
- ・ 施設の健全度や利用状況等を把握し、建物・インフラを適切なサービス水準で管理する。
- ・ 施設を統合または廃止した場合は、その跡地を貸付等で利用し、収益を財源に補充する。

3.4 計画期間

平成28年(2016年)から令和38年(2056年)までの40年間

本計画の計画期間は、総務省の指針において、将来人口の見通しとして30年先まで見通すこととしており、本町の公共建築物の更新のピークは令和17年(2035年)から令和36年(2054年)であることから、令和38年(2056年)までの40年間とします。

また、本町のまちづくり最上位計画である玉村町総合計画などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行いながら、適切な公共施設等のマネジメントに取り組みます。

3.5 目標設定

公共建築物の総延床面積(10.3万㎡)の15%を削減し、インフラは長寿命化を図る。

本町は、コンパクトな町域の中で急激な人口増加を背景に、限られた土地利用で公共建築物とインフラを集積させてきました。特に近年は、公共建築物の整備や指定管理者制度の導入など、効率的な公共施設等のマネジメントを行ってきました。

しかし、今後は人口減少（平成 72 年にはピーク時の約 7 割の人口になると予測されている）による財政への影響や、少子高齢化の進行による扶助費等の義務的経費が増加すると予測されています。公共施設等も老朽化が進むことから、コンパクトな町域を生かして公共建築物の集約や複合化、周辺自治体や民間との連携を検討しながら、サービスを低下させないように配慮しつつ、公共建築物を削減します。

また、公共施設等の改修・更新にかけられる費用は、今後の人口減少や扶助費の伸び等により、今までと同水準を保つことは不可能と考えられます。そこで、投資的経費を総合管理計画策定時における 10 ヶ年平均値の 6 割に抑え、その範囲内で公共施設等の改修・更新を行う計画とします。

この際、町民の生活を支えるインフラについては数量的に削減することは困難なことから、インフラは各所管課にて長寿命化計画を策定することにより更新費用の縮減や平準化を図ります。また、公共建築物は統廃合もしくは民間へ譲渡等の検討を行い、総延床面積の 15%を削減することで将来必要となる経費の縮減に努めます。

●将来 40 年間の投資的経費の年平均額の仮定条件

1. 仮定条件

- ①将来の投資的経費は、人口の減少、扶助費の伸びに左右されると仮定する。
- ②将来の人口減少による投資的経費への影響は、生産年齢人口数に比例すると仮定する。
- ③将来の扶助費増加による投資的経費への影響は、高齢者人口数に比例すると仮定する。
- ④現状の金額は、単年度では振幅があることから、直近 10 ヶ年の平均値を用いて試算する。

2. 概略試算

①生産年齢人口

- ・H27（総合管理計画策定時）：24,016 人（H27 国勢調査確定値）
- ・H67（目標年直近）：12,973 人（人口ビジョン）
- ・減少率：46%減
- ・計画期間 40 年間における減少率の平均値：23%減（上記の 50%）

②高齢者人口

- ・H27（総合管理計画策定時）：7,801 人（H27 国勢調査確定値）
- ・H67（目標年直近）：11,429 人（人口ビジョン）
- ・増加率：47%増
- ・計画期間 40 年間における伸び率の平均値：23%増（上記の 50%）

③将来 40 年間の投資額の年平均値

- ・現状との割合

$$100\% \times 0.77 \times 0.77 = 59.3\% \approx 60\%$$

- ・金額（管理計画での目標値）

総合管理計画策定時における 10 ヶ年（H18～H27）の投資的経費平均値：22.4 億円

$$22.4 \text{ 億円} \times 60\% = 13.4 \text{ 億円}$$

●将来の更新費年平均額設定条件

- ・公共建築物の総延床面積を 15%削減
- ・道路の長寿命化対策を実施し、30 年サイクルで舗装を更新すると想定
- ・橋梁の長寿命化修繕計画の計画管理型での試算結果を反映
- ・上水道は事業経営戦略を参考に、年間 2.25 億円、かつ令和 3 年～令和 12 年に建設改良費の将来予測を反映
- ・下水道は耐用年数を 50 年から 75 年に延長
- ・建築物の更新サイクルを公共施設等個別施設計画の 20・40・60 年目改修、80 年目更新を反映
- ・施設カルテ記載の 2016 年～2020 年に実施された改修事業を、積み残し改修での計上金額から減算

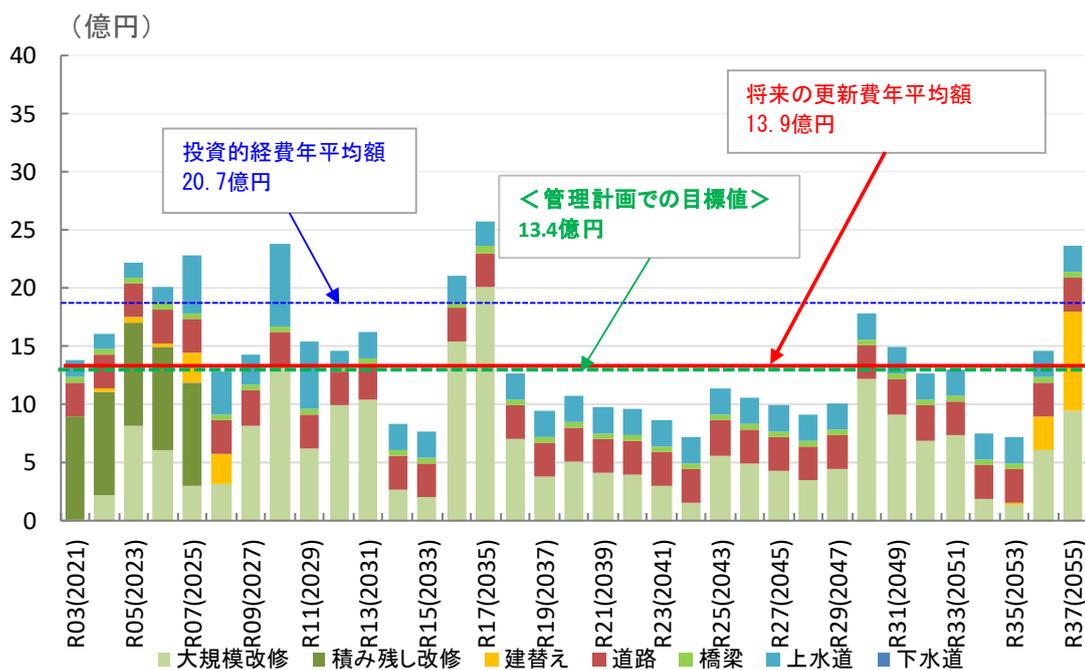


図 3-1：総延床面積を 15%削減し長寿命化を実施した場合の更新費用

長寿命化型試算での公共施設等の維持及び更新費用は、今後 35 年間で年平均 13.9 億円と推計され、単純更新した場合の年平均額の約 25.3 億円に対して、約 11.4 億円の削減が見込めるものの、総合管理計画目標値の年平均 13.4 億円に対して約 0.5 億円の差があり、不足分を補うための経費縮減策等の対策が必要とされます。

なお、この目標は、あくまで現時点で考えられる適正な行財政運営の視点から設定したものであり、今後、本町を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえながら、適宜見直しを行い、時点修正していくこととします。

3.6 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 取組体制

本計画の推進、進行管理、取組全般に係る総合調整等を行うため、総務課を中心とした全庁的な推進体制を構築します。

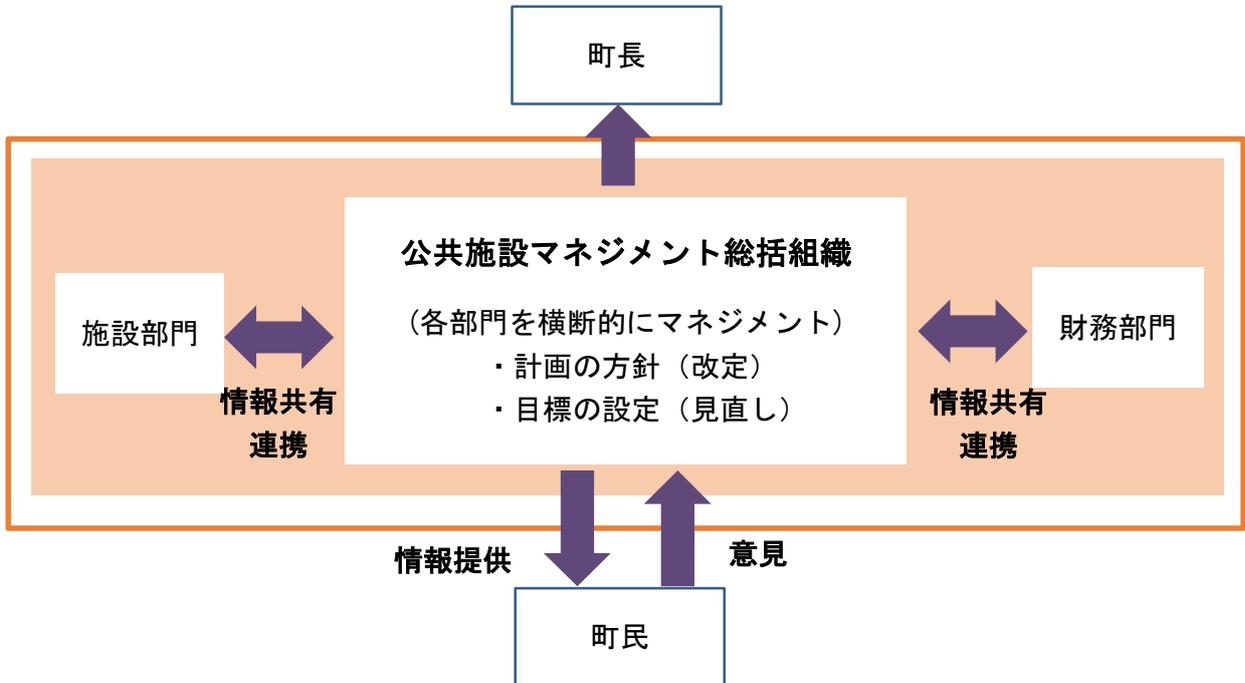


図 3-2：公共施設マネジメント推進体制

(公共施設等総合管理計画<モデル計画書>

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 2014年10月27日を参考に作成)

(2) 情報管理・共有

各所管課に点在する施設のデータを一元化して管理するための情報管理体制、さらに管理データをデータベース化して利活用するための運用管理体制を、総務課を中心に構築します。

3.7 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の長寿命化を推進するにあたって、点検は基本的な保全措置であり、施設特性に応じて適切な点検を実施し、劣化・損傷の把握に努めます。劣化・損傷が進行する可能性や個々の施設に与える影響等について診断・評価を行い、施設間における対策の優先度を判断します。また、点検・診断の結果は、保全・点検情報として蓄積し、保全計画の作成や老朽化対策等に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の計画的な保全を推進するため、施設台帳の整備を進めるとともに、予防保全的管理に基づき、長期保全計画や維持管理計画の作成、長寿命化計画の策定を行います。これらの計画に基づく保全措置により、従来の平均的な更新周期を延伸することで中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を目指します。

また、老朽化状況のほか、機能や利用状況等を踏まえ、更新等が必要と判断される施設については、施設特性に応じて、民間資金等を活用した整備手法も検討するなど、効率的・効果的な更新を進めます。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等の安全確保を図るため、点検・診断等により危険性が認められる施設については、緊急性や重要性を勘案して、必要な工事等を実施します。また、危険性が高いと認められた施設や老朽化等により供用廃止とされた施設で、今後も利用見込みのない施設については、防災・防犯上の観点から速やかな解体撤去に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設等は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点施設や物資・人員の輸送施設として、重要な機能を併せ持っており、災害時において、これらの機能が十分に発揮できるよう、これまでに引き続き計画的に耐震化の措置を講じていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

長期にわたり利用していく公共施設等については、計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。また、大規模改修等の実施にあたっては、企画設計段階から長寿命化に必要な機能を備えた構造や設備・材料を採用し、「公共施設等の適正管理」に基づき個別施設計画を策定します。

(6) 統合・転用・供用廃止の推進方針

公共建築物においては施設のハード面（建物性能）、ソフト面（利用・管理状況）について評価項目を設定し、各項目における評価結果により施設の統合・転用・供用廃止を検討します。なお、統合・転用・供用廃止の際には「公共施設等の適正管理」に基づき個別施設計画を策定します。

インフラにおいては、社会・経済情勢や町民ニーズを踏まえ、既存計画の見直しを図ります。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の取組を推進するため、職員を対象とした研修の実施や財源確保の検討などの必要な取組を行うほか、多様な主体との連携を深めながら計画の実効性を高めます。



3.8 フォローアップの実施方針

本計画の取組状況については、全庁的な推進体制のもとで進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、町民や議会への情報提供及び報告を適宜行います。

(1) 業務サイクルの構築

業務サイクル（PDCAサイクル）を構築し、本計画の執行管理について総務課を中心に適切に行います。

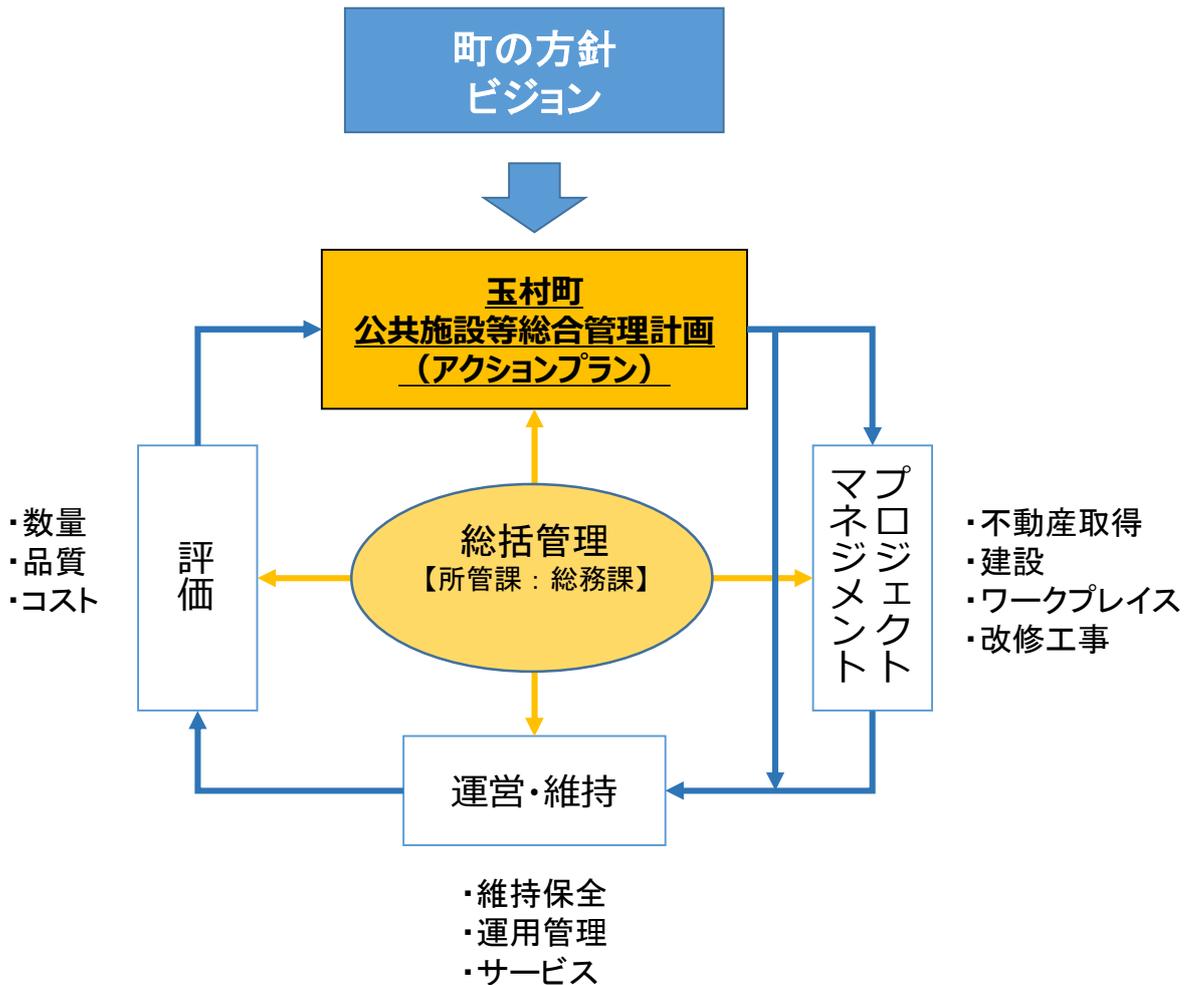


図 3-3：業務サイクル

(2) 情報公開

町民と行政が、公共施設等に関する情報と問題意識を共有します。町民への情報公開は、広報誌やホームページで行うこととし、町民からの意見は公共施設マネジメントに生かす仕組みを検討します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1 公共建築物の基本方針

(1) 基本方針

公共施設等の現状と課題を踏まえ、次の2点を基本方針として掲げます。

1. 原則として、新規の公共建築物は建設しない。
建設する場合は、類似施設の統廃合や複合化を前提とする。
2. 施設の長寿命化を実践する。
法定点検を遵守し、効率的・効果的な維持管理に努める。

(2) 全体規模の適正化を図るための方策

公共建築物については、全体として適正な規模に削減する必要があることから、現有建築物による公共サービスの必要性、公共（行政）としての所有の必要性、利用・管理上の効率性等を踏まえ、下表に示す再編の考え方を持って取り組むこととします。

表 4-1：公共施設の再編の考え方

施設の評価		再編方法	
行政による運営・所有が必要	1 公共サービスとしての必要性に乏しい施設	①	廃止・除却
	2 公共サービスとしては必要であるが、必ずしも公共施設として行政が運営・所有しない施設	②	民間へ譲渡
		③	地区へ譲渡
	3 公共サービスとしても公共施設としても必要だが、規模の適正化を図る必要のある施設	④	統廃合
		⑤	類似機能共用化（集約化）
4 公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設	⑥	広域連携	
	⑦	複合化・多機能化・転用	
5 公共サービスとしても公共施設としても必要だが、複合化・多機能化が困難な施設	⑧	広域連携	

(財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」平成27年第4号、「公共施設等総合管理計画のための標準モデルの制作とモデル事例」を参考に作成)

① 廃止・除却

- ・ 施設のサービス（機能）について必要性を検討し、その結果、必要性が低い場合は建物の廃止・除却を行います。

② 民間へ譲渡

- ・ 施設の所有権を民間に譲渡し維持管理運営も民間に委ねることを検討します。または、町民に類似サービス提供の民間施設を利用してもらい、必要に応じて利用料を補助することを検討します。また、これらの施設は民間によるサービス実績が十分にある施設ですが、地域の実情により常に代替可能な民間事業者があるとは限りません。その場合は単純に機能を維持するのではなく多機能化や場合によっては廃止を検討します。

③ 地区へ譲渡

- ・ 施設を地区（町内会など）に譲渡することを検討します。

④ 統廃合

- ・ 設置目的が同じで、同一機能を持つ複数の施設を、利用状況や地域性等を考慮して、統廃合を推進します。

⑤ 類似機能共用化（集約化）

- ・ 名称は異なるが、同様の機能を有する施設を、全体的に見て必要な量に削減することを検討します。

⑥⑧ 広域連携

- ・ 施設を近隣自治体で共同所有もしくは役割分担を行うことで負担を軽減することを検討します。

⑦ 複合化・多機能化・転用

- ・ 複合化としては、異なる機能を持つ建築物の統合を図ります。
- ・ 多機能化としては、その建築物に新たな機能を付加することにより、多目的利用を図ります。
- ・ 現在ある建築物において、現行の用途以外の用途として利用することが望ましい場合には、転用を図ります。

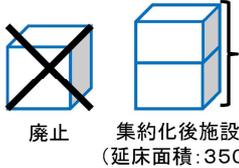
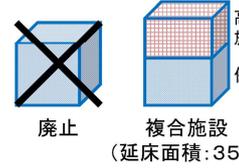
	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 公民館A (延床面積:200) 公民館B (延床面積:200)	 廃止 集約化後施設 (延床面積:350)	<u>既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する</u>
複合化事業	 保育所A (延床面積:200) 高齢者施設B (延床面積:200)	 廃止 複合施設 (延床面積:350)	<u>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。</u>
転用事業	 学校A	 高齢者施設	<u>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する</u>

図 4-1：公共施設等の最適配置の推進に資する事業（イメージ）
 （平成 26 年 6 月 総務省資料）

(3) 建築物の維持管理費を縮減するための方策

① 予防保全的管理の導入

- ・ 計画的に点検・修繕を行う予防保全的管理の導入により、維持管理費の縮減と費用の平準化を図ります。

② 民間活力の導入

- ・ PFI⁵※や指定管理者制度などの民間活力を導入し、維持管理費の縮減と利用者サービスの向上の両立を図ります。

※留意事項（補助金返還等）

施設の廃止及び用途変更に当たっては、行財政コストの縮減効果を勘案しながら、原則として、施設整備時に活用した補助金等の返還義務が生じないように、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に基づき適切な対応を図ります。

⁵※ プライベート・ファイナンス・イニシアチブ

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資産とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。

(4) 公共建築物の類型ごとの現状や課題・基本認識・管理に関する基本的な考え方
(令和4年3月現在)

【1】町民文化系施設

① 現状と課題

	分類	施設数	施設名
町民文化系施設	集会施設	2	公民館(文化センター内)、箇茂木集会所
	文化施設	1	文化センター
	その他	1	上宿公民館 重田家住宅

- ・ 町民文化系施設は、公民館や集会所、文化センターなど、生活に即する教育・学術・文化に関する様々な取り組みの拠点として位置づけられている施設です。
- ・ 文化センターは、公民館、図書館、歴史資料館、ホールが一体となった複合施設であり、年間利用者数は延べ人数で約7万2千人（図書館・歴史資料館は除く）です。建築後約30年が経過し、設備の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕や改修が必要となります。
- ・ 箇茂木集会所は、建築後45年以上経過している施設であり、施設本体の老朽化が進行していることから対策が必要です。
- ・ 上宿公民館は、令和3年度に一般競争入札による売払いを行いました。
- ・ 重田家住宅は国登録有形文化財で、明治時代から昭和時代まで医師の診療所兼住宅であった。敷地、農地を含め、様々な方面からの活用が期待できます。

② 管理に対する考え方

- ・ 箇茂木集会所は、建替等を含め今後地区と協議のうえ方針を検討します。
- ・ 中心となる施設としては、文化センターが挙げられます。文化センター周辺地区は計画的な市街化形成と既存の住宅地を維持保全するため、市街化区域に編入となりました。現在も町民に多く利用されており、今後、様々な催しや活動を行うことで、利用者が増加することを前提とすれば、一層の施設本体及び設備の計画的な点検や修繕が必要となることから、ユニバーサルデザイン等を含めた今後の施設の改修を計画的に進めます。
- ・ 今後、住民の高齢化も進むことから、文化センター以外の施設についてもバリアフリー化等を推進していきます。
- ・ 重田家住宅は文化財として保存活用していきます。

【2】社会教育系施設

① 現状と課題

	分類	施設数	施設名
社会教育系施設	図書館	1	図書館(文化センター内)
	博物館等	2	歴史資料館(文化センター内)、文化財整理室

- ・社会教育系施設は、図書館や博物館など人々の学習活動を支援し、学習情報・知識を提供する施設です。本町では、文化センター内に図書館、歴史資料館等があり、年間利用者数は述べ人数で約 16 万人です。
- ・施設は建築後 30 年程度であり、設備の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕や改修が必要となります。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・町民文化系施設の文化センターと同じく、施設及び設備の計画的な点検・検査を行い、施設の改修を計画的に進めます。

【3】スポーツ・レクリエーション系施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	1	社会体育館
	レクリエーション施設・観光施設	4	指 B&G 海洋センター、ふれあい農園、指 道の駅玉村宿ふるハート交流館

指…指定管理

- ・スポーツ・レクリエーション系施設は 5 か所に設置されており、運動施設から貸し農園施設、観光施設までと、地域の健康と活性化に資する施設として利用されています。
- ・平成 27 年度に建設された道の駅玉村宿を除き、各施設とも老朽化が進んでいます。B&G 海洋センターについては大規模改修を実施しています。ふるハート交流館は老朽化が進んでいることから、建替等の検討が必要です。
- ・施設の管理・運営については、B&G 海洋センター及び道の駅玉村宿は指定管理者制度を導入し、施設の利用促進や管理運営に係る経費の縮減を図っています。その他の施設についても定期的な点検を実施し、安全性を確保しています。
- ・社会体育館は令和 3 年度に長寿命化大規模改修工事を実施しました。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・現状の定期的な点検を継続し、管理運営を行います。また、社会体育館はサービス向上のために管理運営方法の見直しを検討します。
- ・老朽化への対策として、大規模改修が必要となる施設は点検を行い、具体的な改修費の試算及び利用状況から、改修・更新時に再編の対象とすべきか検討します。

【4】産業系施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
産業系施設	産業振興施設	1	勤労者センター

- ・産業系施設は1か所に設置されています。勤労者の福祉増進と社会的地位の向上のための施設として利用されており、施設内には消費生活センターが設置されています。
- ・建築後44年が経過しており、老朽化が進行しています。設備の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕や改修が必要となります。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・労働、経営に係る活用以外にも、町内の様々な団体が活動する施設としても利用されています。定期的な施設の点検を実施するとともに、設備の劣化状況も検査しつつ、維持管理に努めます。
- ・産業系施設の代替施設その他施設との複合化など、類似機能を有する文化センターとの機能集約化を検討します。

【5】学校教育系施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
学校教育系施設	小学校	5	玉村小学校、上陽小学校、芝根小学校、中央小学校 南小学校
	中学校	2	玉村中学校、南中学校
	その他教育施設	2	学校給食センター、ふれあい教室・教育相談室

- ・学校教育系施設は小学校が5校、中学校が2校、給食センターが1か所あり、令和3年4月時点の全児童・生徒数は、2,532人です。
- ・建築後30年を越える施設が多く、既に大規模改修を実施している施設もありますが、老朽化により校舎等の劣化が進行している施設もあることから、児童・生徒及び職員の安全を確保するためにも、改修や更新により施設全体の安全性・耐久性の確保を図る必要があります。
- ・点検等については、学校職員や専門業者が施設本体と設備について、定期的な点検を実施しています。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・学校施設については、令和2年度に策定した、玉村町学校施設等個別長寿命化計画に基づき計画的な施設改修と予防保全的管理により、施設に係る経費の縮減を推進します。
- ・本町において策定している「玉村町教育行政方針」における方針「教育環境の整備・充実」に向け施設の整備を進めるとともに、適正な教育環境の整備に向け、文部科学省が平成27年に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、児童・生徒数の推移及び施設の老朽度等を総合的に検証し、学校の適正規模・適正配置の検討を行います。
- ・給食センターについては、運用開始から24年が経過しており設備の老朽化が進んでいることから、他の学校施設と同様に、玉村町学校施設等個別長寿命化計画に基づ

き、劣化状況及び給食に係るコスト等を総合的に検証した上で、計画的な設備の更新を進めます。

【6】子育て支援施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
子育て支援施設	幼稚園、保育所	5	玉村幼稚園、 南幼稚園 、第1保育所(地域子育て支援センター含む)、第2保育所、第3保育所、第4保育所、 第5保育所
	児童館	5	南児童館、 指 健康の森児童館、中央児童館、西児童館、上陽児童館

- ・ 子育て支援施設は10か所に設置されています。5施設が幼稚園・保育所であり、5施設が児童館です。
- ・ 南幼稚園は、玉村幼稚園へ統合のため、平成31年3月に閉園となりました。閉園後、園舎及び車庫は、民間保育所として開園するため、平成31年4月に民間運営事業者へ売却しました。令和元年度に建物の増築及び一部改修を行い、令和2年4月、民間保育所として開園しています。土地は、町所有として、民間運営事業者へ無償貸与しています。
- ・ 第5保育所は、老朽化により令和4年3月閉所しました。
- ・ 第2保育所は、建築後31年が経過し、老朽化が進んでいます。今後、計画的な修繕等が必要となります。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・ 幼稚園・保育所等については、利用者数に応じた計画的な整備充実・再編を進めます。
- ・ 幼保連携型認定こども園の検討も行います。
- ・ 老朽化に伴う改修については、定期的な施設本体の点検を実施することで、利用状況、今後の幼児数の見通し等を含め、過不足のない改修となるよう取り組みます。
- ・ 町と民間事業者は、保護者を交え適正かつ質の高い教育、保育が実現できるよう、施設の民営化も含め、官民が連携できる方策を検討します。

【7】保健・福祉系施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
保健・福祉系施設	高齢福祉施設	2	指 老人福祉センター、 指 デイサービスセンター(老人福祉センター内)
	障がい福祉施設	3	指 障がい者福祉センターたんぼぼ、 指 障がい者福祉センターのぼら、 地域活動支援センターたんぼぼ 、福祉機器用品備蓄庫(たんぼぼ敷地内)
	その他社会福祉施設	1	保健センター

指…指定管理

- ・保健・福祉施設は6か所に設置されています。高齢福祉施設が2施設、障がい福祉施設が3施設、その他社会福祉施設が1施設です。現在、高齢化が進行している影響もあり、高齢福祉施設の利用者は増加傾向となっています。建築後30年を越える施設もあり、老朽化が進行しています。一部の施設では外壁などの改修を実施していますが、屋根や設備などの改修・更新が今後必要になると考えられます。
- ・全6施設のうち、3施設で指定管理者制度を導入しています。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・今後、町の総人口が減少し、高齢化が進行することから、保健・福祉系施設の役割がより重要となります。また、一部の施設は、災害時の指定避難場所であることから、施設本体の安全性を一層重視する必要があります。
- ・老朽化が顕著な施設の設置目的、利用状況、行政によるサービス提供の必要性等を総合的に検証し、複合化や多機能化など、今後の施設の在り方を検討するなかで、民間のサービスも多様化しているため、今後については一部廃止の方向で検討します。
- ・施設の改修についても計画的な施設改修及び適正な維持管理方法を必要に応じて指定管理者と協議していきます。
- ・障がい者福祉センターたんぼぼについては、公共建物としては平成29年度に廃止となり、当時の指定管理者による建替えにより平成30年4月から社会福祉法人の所有となりました。
- ・地域活動支援センターたんぼぼについては、建物リース期間満了により令和3年11月に公共建物となりましたので、経年劣化による修繕を考慮しながら安全に利用できるよう管理していきます。

【8】医療施設（廃止）

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
医療施設	診療所	+	Ⓜ 玉村内科クリニック

Ⓜ 一民営

- ・医療施設は令和2年7月に廃止となりました。
- ・玉村内科クリニック施設の建物は令和3年度に解体しました。

② 管理に関する基本的な考え方

【9】行政系施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
行政系施設	庁舎	1	玉村町役場

	消防署、消防団詰所等	14	玉村消防署、消防団詰所(第一から第十分団)、パトロール詰所(上之手)、防災倉庫(下新田)、 水防センター(川井)
--	------------	----	---

- 行政系施設は、玉村町役場のほか、消防署が1か所、消防団詰所が10か所、パトロール詰所と防災倉庫が1か所ずつ設置されています。また、令和元年度に水防センターが建設されました。
- 玉村町役場は建築後36年が経過し、老朽化が進んでいます。空調及び照明設備については、令和3年度に改修を行いました。
- 消防署は、建築後33年が経過し、老朽化が進んでいます。屋根や外壁等の防水のための改修を実施する必要があります。
- 消防団詰所は8施設で建築後30年以上が経過しています。各施設において月に一回、職員による点検を実施していますが、建物及び設備ともに老朽化が進んでいます。

② 管理に関する基本的な考え方

- 玉村町役場は行政の中心拠点として安全性の確保が必要な施設です。今後の老朽化の進行に向けて、計画的な改修・更新に取り組み、適切な維持管理に取り組みます。
- 消防署及び消防団詰所等は地域の防災活動の拠点となる施設であるため、安全性の確保に向けた対策として、老朽化への対策や耐震性の確保を実施すると同時に、計画的な改修・更新に取り組んでいきます。
- 消防署員は24時間連続勤務を行うため、労働環境の改善が急務となっています。仮眠スペースの個室化やトイレ、風呂などの改修に取り組む必要があります。
- 消防団詰所は、令和3年から令和10年の8年間で、現在の10個分団を順次5個分団に再編し、併せて現在ある詰所を廃止し、新たに5詰所を新設します。

【10】公営住宅

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
公営住宅	町営住宅	11	八幡団地 、八幡第二団地、布留坡団地、九街団地、上新田団地、与六団地、上之手団地、上之手第二団地、上茂木団地、福島団地、上福島団地、辰巳団地

- 公営住宅は11か所に設置されており、面積の割合で見ると、本町の所有する公共建築物において**11.7%**と、学校教育系施設に次いで多くの割合を占めています。
- 昭和30年代に1団地、昭和40年代に4団地、昭和50年代に5団地と継続的に整備されてきました。昭和30年代に整備された1団地及び昭和40年代に整備された4団地のうち2団地は建築後約50年が経過しており、老朽化が進行していることから、現在は入居者の募集を停止し、退去等により空室となった場合は適宜取壊し等を行っています。
- 八幡団地は令和3年度に廃止となりました。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・平成 30 年 3 月に「玉村町公営住宅等長寿命化計画」を改定しました。
- ・安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、団地別・住棟別に修繕、改善、建替えなどの活用方針を定め、長期的な維持管理を実施します。
- ・公営住宅の適切なマネジメントを行うため、整備・管理データを整理します。
- ・定期点検を実施するとともに、予防保全的な維持管理を進めます。
- ・必要に応じて、施設の更新はせずに、廃止・除却を行います。

【1 1】公園内施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
公園内施設	公園内の建物	12	建物がある公園名：庁舎北公園、ふるハートパーク、  総合運動公園、  東部スポーツ広場公園、板井もみじ公園、板井親水公園、  北部公園、角淵公園、水辺の森公園、下新田公園、  板井根石公園、東部工業団地内運動公園

…指定管理

- ・公園内施設は管理棟や公衆トイレなどの設置がある 12 か所です。
- ・公園自体は、整備されてから 40 年以上経過しているものもありますが、公園内にある管理棟や公衆トイレ等の施設は平成 10 年以降に建設されたものが多く、早急に改修が必要な施設は見受けられません。
- ・公園の管理運営は、主に町が管理していますが、3 つの公園で指定管理者制度を導入しています。また、施設や設備の日常の点検は、清掃時に実施しています。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・日常の点検と修繕は町や指定管理者が随時実施し、施設の劣化や損傷を継続的に把握し、公園内施設の機能性と安全性を維持していきます。
- ・点検による劣化や損傷の履歴から計画的な修繕を実施するとともに、公園内施設を管理していく上でかかる全体の経費縮減に取り組みます。

【1 2】供給処理施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
供給処理施設	供給処理施設	1	クリーンセンター

- ・供給処理施設はクリーンセンターが 1 か所あります。
- ・クリーンセンターは、管理棟、作業棟、焼却棟、ストック棟、リサイクル棟等で構成され、建築後 30 年以上が経過し、老朽化が進行しています。
- ・焼却棟は、年次整備補修工事 3 か年計画（R1～R3）及び令和 9 年度までの整備計画に基づき補修工事を実施しています。
- ・設備については、委託による法定点検を定期的に行っています。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・施設の長寿命化に向けて、適切な維持管理に取り組むと同時に、特に老朽化した設備については、計画的に更新します。
- ・施設については、今後、「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき管理、運営を進めます。

【13】その他施設

① 現状と課題

分類		施設数	施設名
その他施設	公衆トイレ、車庫	3	玉村八幡宮内公衆トイレ、交通広場公園、玉村町役場西駐車場車庫

- ・その他の施設は公衆トイレが2か所、役場西駐車場車庫が1か所あります。
- ・交通広場公園が令和2年度に設置されました。
- ・公衆トイレでは、定期的な清掃時に施設の状況を確認しています。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・適切な維持管理に取り組むと同時に、今後の老朽化に備えた改修を計画的に進めます。



▲クリーンセンター

4.2 インフラの基本方針

インフラは、町民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要なインフラの機能を維持していくためには、厳しい財政状況の中であっても施設の削減や廃止は現実的ではありません。

しかしながら、社会構造の変化等により不要となるインフラ資産については随時確認を行い、利用需要の変化に応じた最適化を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる維持管理費の縮減や、所定の機能を維持しながら施設を長持ちさせることなどで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(1) 道路

① 現状と課題

- ・ 本町は、北関東自動車道の全線開通、東毛広域幹線道路の整備、関越自動車道の高崎玉村スマート IC の開設等により広域交通ネットワークが整備され、首都圏、北関東、県内の主要都市との交通アクセスの面で利便性が高くなっています。今後も道路の改良整備や新設、拡張工事が行われる予定です。
- ・ しかし一方では、通勤時間帯における本町の中心部での交通渋滞の発生、狭あい道路や歩行者・自転車空間の整備、車を運転できない高齢者などの交通弱者に配慮した安全対策等が課題となっています。
- ・ 道路の管理についても適宜修繕を行っていますが、今回実施した住民意識調査でも、道路の凹凸の修繕、自転車の事故を減らすための自転車用レーンの整備、狭あい道路の危険性の除去などの要望が多く寄せられました。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・ 計画的な点検・調査により適切な維持管理を行います。
- ・ 社会経済情勢の見通しや、交通量の予測などを踏まえた利用需要の変化に応じ、道路網の再構築を検討します。
- ・ 道路舗装修繕計画に基づき、舗装劣化度と交通量を勘案しながら、効率的な舗装補修工事を実施します。
- ・ 道路舗装修繕計画で国庫補助金等の道路維持管理支援施策の活用を検討し維持管理コストの財政負担軽減を目指します。

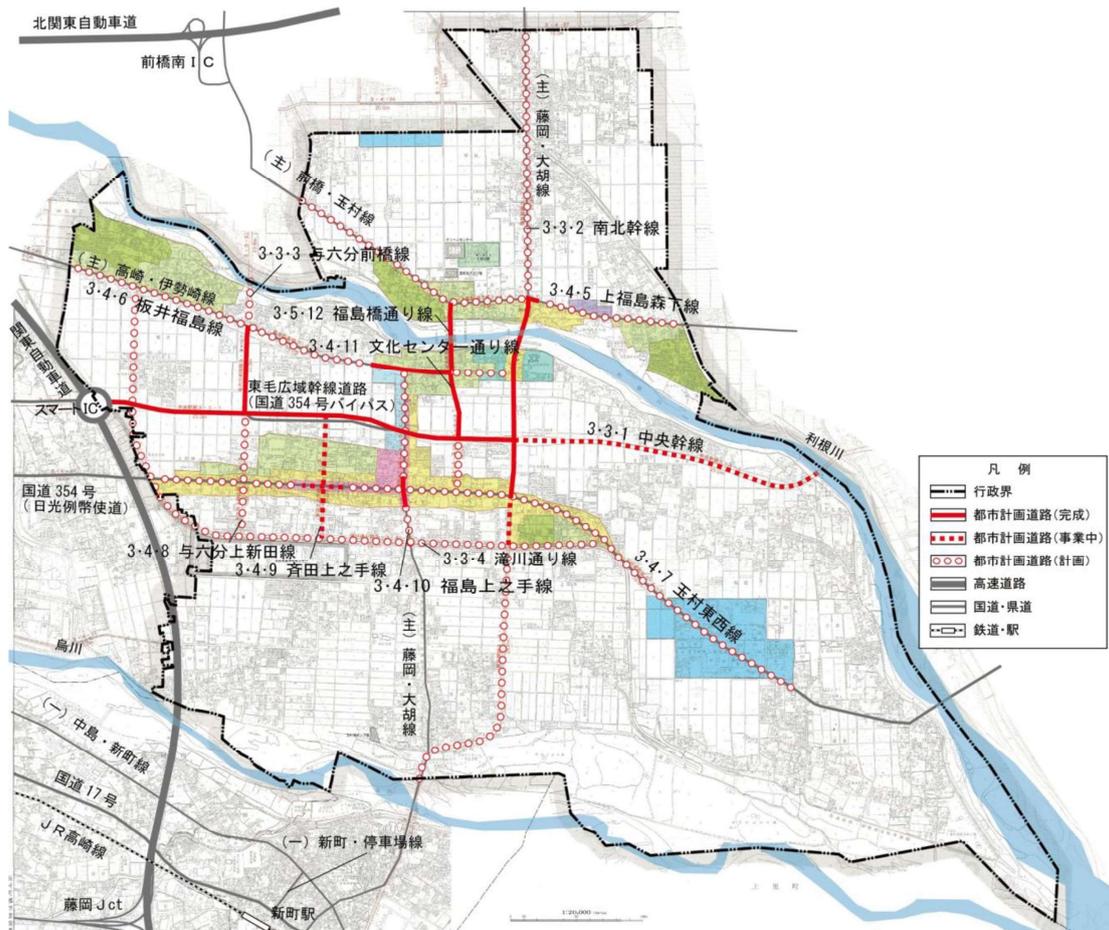


図 4-2：都市計画道路整備状況
(平成 24 年 4 月 玉村町都市マスタープランより抜粋)

(2) 橋梁

① 現状と課題

- ・本町が管理する橋梁は建設年度が判明しているものは、そのほとんどが昭和 40 年代に建設されていることから、平成 28 年時点で既に 8 割が 40 年を経過しています。
- ・急速に高齢化する橋梁が増大することによる改修・更新費用の増大に対し、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠で、その取り組みのひとつとして平成 24 年 3 月に「玉村町橋梁長寿命化修繕計画」を定めました。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・平成 26 年 7 月より、道路管理者は、全ての橋梁について、5 年に 1 度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を 4 段階に診断することとされています。
- ・点検は定期的を実施し、健全度の判定は、「群馬県橋梁点検要領（案）[改訂版] 平成 23 年 1 月（群馬県県土整備部）」に基づいて行います。
- ・「玉村町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、より計画的、効率的に管理を行います。
- ・経費については、維持・修繕・架け替えに係わる費用を縮減し、予算を平準化して

合理的で経済的な維持管理の実現を目指します。

- ・ 継続的な取組みを行うため、以下のマネジメントサイクルにより実行し、維持管理の継続的改善を図ります。

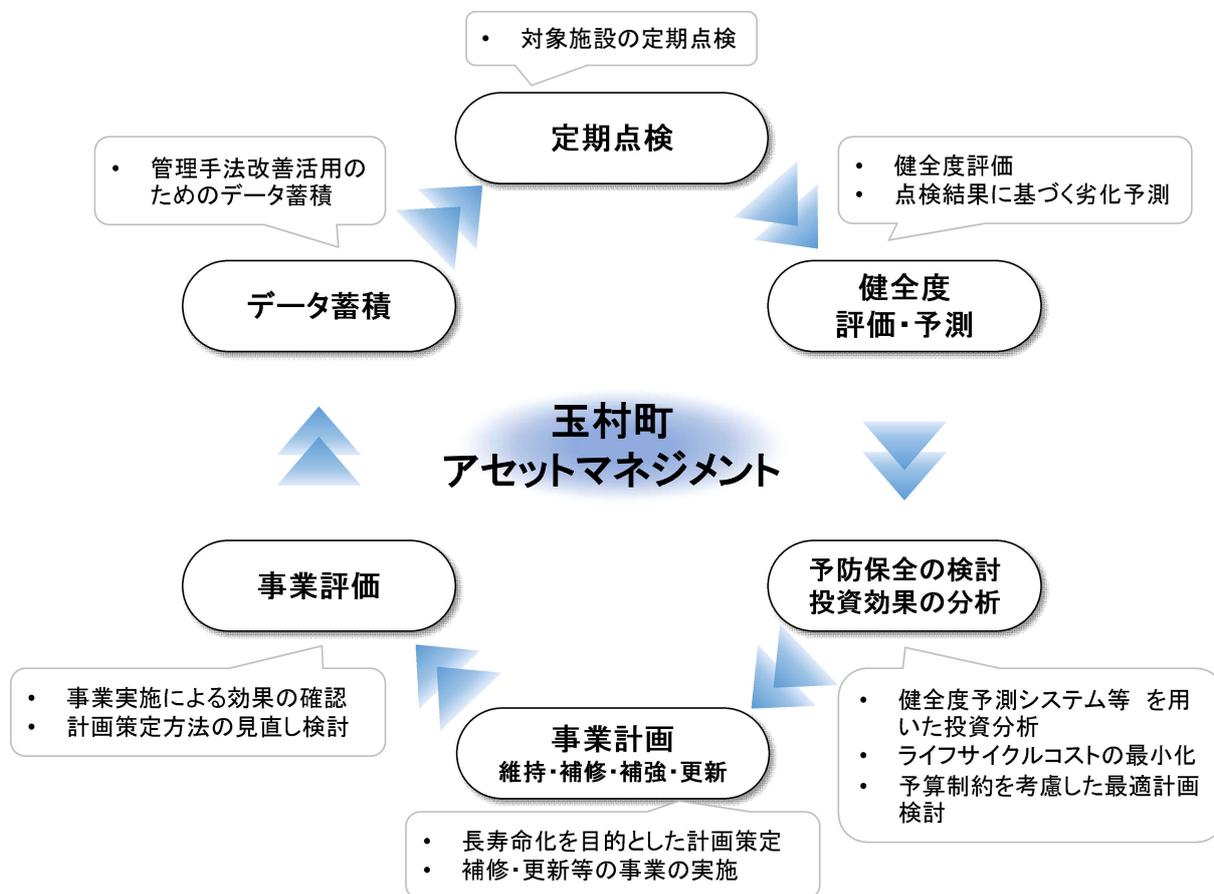


図 4-3 : 継続的な橋梁保全のマネジメントサイクル
(平成 24 年 3 月 玉村町橋梁長寿命化修繕計画より抜粋)

(3) 公園

① 現状と課題

- ・ 町内には都市公園が 12 か所整備されています。指定管理者制度を 3 つの公園で導入し施設の管理運営を行う上で、施設の効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図っています。
- ・ 整備されてから既に 40 年以上経過している公園もあることから、遊具やポンプ設備等の修繕が必要となります。
- ・ 住宅地内にある小さな公園について、文化センター周辺新規住宅地内に新たに 2 か所の公園・広場を整備し、地域における利活用を促進するため、一部地域住民との協働による管理を行っています。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・ 計画的な点検・調査により適切な維持管理と経費の縮減を行います。
- ・ 利用者のニーズに合わせてベンチや植栽等を検討するとともに、地域住民との協働により、だれもが利用しやすくやすらぎのある環境づくりに努めます。
- ・ 今後も、地域住民との協働による公園管理を継続し、公園の維持管理とともに、地域コミュニティの形成に資する活動としていきます。



▲北部公園

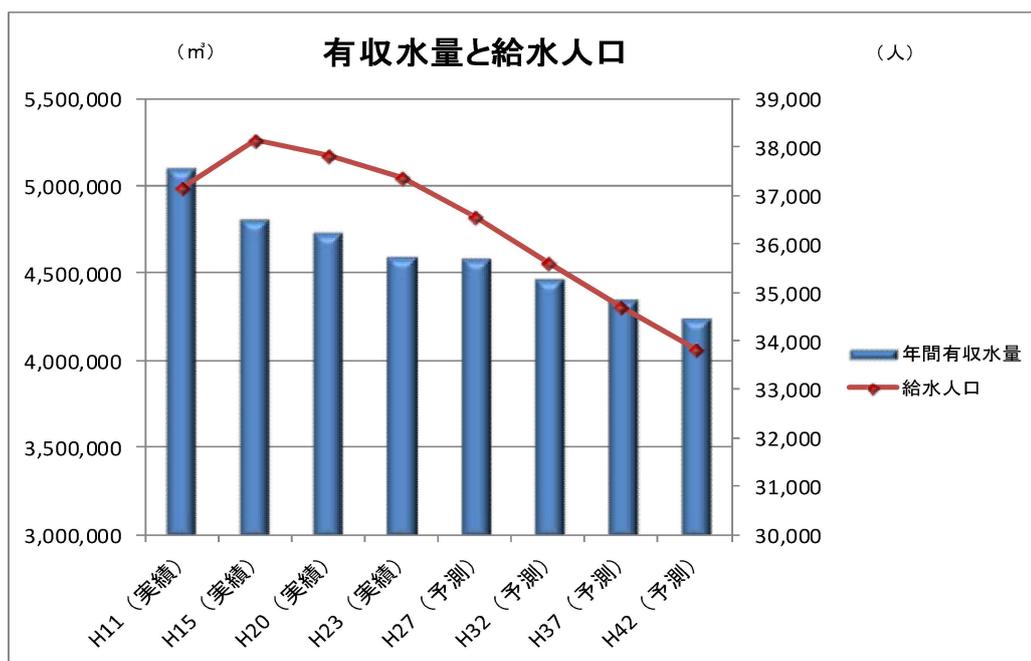
(4) 上水道

① 現状と課題

- ・ 本町の上水道事業は、昭和 49 年 3 月に創設認可を受け、その後、社会情勢の急速な発展により、昭和 54 年、昭和 61 年、平成 5 年に拡張事業を行い、現在に至っています。
- ・ 上水道事業は事業開始から 45 年以上が経過し、浄水場・配水管ともに老朽化が著しく、地震や浸水についての対策も必要であることから、早期の更新が必要です。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・ 浄水場については、地震等自然災害時においても安全・安心な水道水を安定して供給できる施設を目指し、全体更新に向けた浄水場更新基本構想を令和 2 年度から策定中であり、本構想策定後、本格的に施設更新事業に着手します。
- ・ 配水管については、耐震適合率が全国平均値より低く、老朽化も進んでいるため、年間更新率 1% を目標に計画的な更新に取り組んでいきます。



出典：玉村町水道事業中長期事業計画書（平成 24 年度～平成 43 年度）

図 4-4：年間有収水量と給水人口の推移

(5) 下水道

① 現状と課題

- ・ 本町は県が主体となって進めている利根川上流流域下水道事業の県央処理区に属しており、町全域が下水道計画区域となっています。
- ・ 町主体では、下水道管の整備は昭和 57 年度から開始し、延長 203,567m（令和 2 年度末）の汚水管及び雨水ボックスを整備してきました。しかし、未整備地区もあり、衛生面からも早期の整備及び接続促進が求められています。
- ・ 都市化の進行により、雨水の浸透能力や貯水能力が減少しているうえ、集中豪雨による突発的な浸水被害が懸念されます。

② 管理に関する基本的な考え方

- ・ 令和 11 年度までに町全域の整備完了を目指します。
- ・ 令和 4 年度から管渠の老朽化に伴う更新・改築のため、ストックマネジメント計画（詳細版）を策定し、計画的に管路の維持管理を行っていくとともに、耐震化に問題がある管渠については、計画的に耐震化を進めていきます。
- ・ 雨水対策事業で改善された地区を含め、雨水計画の見直しと対策を進めます。

4.3 ユニバーサルデザイン化の推進方針

本町では、これまで「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、施設のバリアフリー化に取り組んできました。今後も引き続き、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進することとし、誰もが安全・安心な生活を送るため、公共施設等の改修・更新の際には、様々な利用者のニーズに柔軟に対応できるような整備に努めます。



参考資料：施設分類ごとの更新時期と費用

今後35年間の更新費用のうち、通常の管理行為を行った場合の費用（総務省ソフトの採用値）を示す。

<費用算出の基本的な考え方：標準的な数値を採用した場合(P. 26 の将来の更新費に対応)>

■公共建築物

【試算条件】

公共施設等の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算した。更新費用は、総務省が推奨する「公共施設等更新費用推計ソフト」を用い、標準的な単価と法定耐用年数に準拠して算出している。

また、試算時点で大規模改修年数や更新年数を既に経過し、大規模改修もしくは建替えを行わなくてはならないはずの施設がある場合、積み残しの費用として、今後10年間で大規模改修もしくは建替えを実施することとしている。（玉村町での建替えの積み残しはなし）

なお、年度ごとのばらつきを軽減させるために、大規模改修予算は2年間に分けて、建替え予算は3年間に分けて計上されている。

【耐用年数】

建築後、30年が経過したら大規模改修

建築後、60年が経過したら全て建替え

以下に、公共建築物の単価表を記載する。

表：公共建築物大分類別の費用単価

施設大分類	費用単価	
	大規模改修(30年)	建て替え(60年)
町民文化系、社会教育系、行政系施設、医療施設、産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉系施設、供給処理施設、その他	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設、公園施設	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

出典) 「公共施設等更新費用推試算ソフト仕様書」

■道路

【試算条件】

整備面積を更新年数 15 年（15 年で舗装打ち換え）で割った値を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新量に単価を乗じて更新費用を算出する。

表：道路の更新費用単価

更新（15 年）	
区分	単価
一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

出典) 「公共施設等更新費用推試算ソフト仕様書」

■橋梁

【試算条件】

橋梁の面積 (㎡) を耐用年数で割った値を 1 年間の更新量と仮定し、更新量に構造別に設定された単価を乗じて算出する。

【耐用年数】

整備時から 60 年で更新

表：橋梁の更新費用単価

更新（60 年）	
部材	単価
PC 橋 RC 橋 その他	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡

出典) 「公共施設等更新費用推試算ソフト仕様書」

■上水道

【試算条件】

管径ごとの単価に水道管の延長距離を乗じることで、更新費用を算出する。

【耐用年数】

整備時から 40 年で更新

(なお、整備年度が不明の管が多いため、本資料では全更新費用を 40 年で割った値を、1 年間の上水道管路の更新費用として計上している)

表：上水道の更新費用単価

更新（40 年）			
導水管/送水管		配水管	
管径	単価	管径	単価
300 mm未満	100 千円/m	150 mm以下	97 千円/m
		200 mm以下	100 千円/m
		250 mm以下	103 千円/m
		300 mm以下	106 千円/m
		350 mm以下	111 千円/m
		400 mm以下	116 千円/m
		450 mm以下	121 千円/m
		550 mm以下	128 千円/m

出典) 「公共施設等更新費用推試算ソフト仕様書」

■下水道

【試算条件】

管径ごとの単価に下水道管の延長距離を乗じることで、更新費用を算出する。

【耐用年数】

整備時から 50 年で更新

表：下水道の更新費用単価

更新（50 年）	
管径	単価
250 mm以下	61 千円/m
251~500mm	116 千円/m
501~1000mm	295 千円/m
1001~2000mm	749 千円/m
2001~3000mm	1,690 千円/m

出典) 「公共施設等更新費用推試算ソフト仕様書」

参考資料：施設分類ごとの更新時期と費用

今後35年間の更新費用のうち、長寿命化での管理行為を行った場合の費用を示す。

＜費用算出の基本的な考え方：（P. 32 記載グラフ（総延床面積を 15%削減し長寿命化を実施した場合の更新費用）における考え方＞

■公共建築物

【試算条件】

公共施設等の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算した。更新費用は、原則、玉村町公共施設等個別施設計画に記載の単価と法定耐用年数に準拠して算出している。

また、試算時点で大規模改修年数や更新年数を既に経過し、大規模改修もしくは建替えを行わなくてはならないはずの施設がある場合、積み残しの費用として、今後5年間で大規模改修もしくは建替えを実施することとしている。

【耐用年数】

建築後、20年が経過したら大規模改修（1回目）

建築後、40年が経過したら長寿命化改修

建築後、60年が経過したら大規模改修（2回目）

建築後、80年が経過したら全て建替え

以下に、公共建築物の単価表を記載する。

表：公共建築物大分類別の費用単価

大分類	大規模改修 (20、60年目) (単位：万円/㎡)	長寿命化改修 (40年目) (単位：万円/㎡)	建替え (80年目) (単位：万円/㎡)
町民文化系施設	10	24	40
社会教育系施設	10	24	40
スポーツ・レクリエーション系施設	9	21.6	36
産業系施設	10	24	40
学校教育系施設	8.25	19.8	33
子育て支援施設	8.25	19.8	33
保健・福祉系施設	9	21.6	36
医療施設	10	24	40
行政系施設	10	24	40
公営住宅	8	16.8	28
公園内施設	8.25	19.8	33
供給処理施設	9	21.6	36
その他	9	36	21.6

■道路

【試算条件】

整備面積を更新年数30年（30年で舗装打ち換え）で割った値を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新量に単価を乗じて更新費用を算出する。

表：道路の更新費用単価

更新（30年）	
区分	単価
一般道路	4,700 円/m ²
自転車歩行者道	2,700 円/m ²

■橋梁

【試算条件】

玉村町橋梁長寿命化修繕計画（個別施設計画）（令和2年度）より、①計画管理型（赤点線部）は長寿命化型と同義として対象橋梁106橋として年間5千万円のコストがかかるとした。

【耐用年数】

整備時から60年で更新



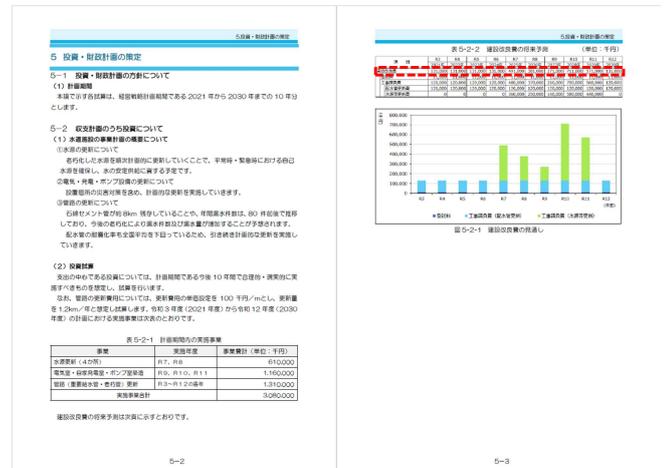
表：橋梁の更新費用単価

更新（60年）	
部材	単価
PC橋 RC橋 その他 鋼橋	500 千円/m ²

■上水道

【試算条件】

- ・2031(R12)年までは玉村町水道事業形成戦略（令和3年3月）表5-2-2 建設改良費の将来予測を参照
- ・2031(R12)年以降は策定時の数値（「経営計画」記載の20年間を割戻し、年間2.25億円）としている



■下水道

【試算条件】

管径ごとの単価は従来型の単価のままとして、耐用年数を75年として下水道管の延長距離を乗じることで、更新費用を算出する。

【耐用年数】

整備時から75年で更新

表：下水道の更新費用単価

更新（75年）	
管径	単価
250 mm以下	61 千円/m
251~500mm	116 千円/m
501~1000mm	295 千円/m
1001~2000mm	749 千円/m
2001~3000mm	1,690 千円/m

公共施設等に関する住民意識調査結果概要

1. 住民意識調査の概要

(1) 調査の目的

町が管理する公共施設に対する満足度や今後のあり方などについて、広く玉村町民の意見を把握し、今後の効率的な管理方針を定める「玉村町公共施設等総合管理計画」策定に向けた基礎資料の一つとして活用することを目的とする。

(2) 調査方法

- ・調査対象者 : 玉村町在住の 18 歳以上の町民
- ・調査票 : 次頁以降参照
- ・配布数 : 1,200 票
- ・サンプリング方法 : 住民基本台帳より無作為抽出
- ・配布回収方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 : 平成 28 年 9 月 9 日～9 月 30 日
- ・回収数 : 500 票 (回収率 41.7%)

(3) 設問項目

アンケート調査の設問項目は下表のとおりである。

問 1	公共建物の利用頻度
問 2	公共建物の満足度
問 3	公共建物やインフラに関する今後の対応
問 4	公共建物の廃止候補選定の方針
問 5	行政が今後とも運営すべき公共建物
問 6	一緒にあると良いと考える公共建物
問 7	公共建物やインフラ（道路、公園等）の管理についての自由意見
	回答者のプロフィール（性別、年齢、職業、居住地区、居住年数）

(アンケート調査依頼文・説明資料)

住民意識調査ご協力をお願い

町民の皆様には、日頃から町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただきまして、心よりお礼申し上げます。

玉村町におきましても、少子高齢化の一層の進展、人口の減少などが想定される中、町が管理している全ての建物やインフラ施設（道路、公園等）を、これまでと同様に管理していくことは、町の財政に大きな影響を及ぼす恐れがあると考えています。

そのため、町が管理する施設について、今後の効率的な管理方針を定める「玉村町公共施設等総合管理計画」を、本年度中に策定すべく検討を進めています。

計画策定にあたりまして、公共施設に対する満足度や今後のあり方などについて、広く皆様のご意見をお伺いし、計画に反映したく、このたびは住民意識調査を実施することに致しました。

この住民意識調査は、町内にお住まいの1,200人の方を無作為に抽出させていただきます。調査結果は統計的に処理しますので、皆様にご迷惑をおかけすることはございません。

より有効な調査とするために、一人でも多くのご意見をお聞かせいただきたく、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 28 年 8 月
玉村町長 角田 純二

ご記入にあたっての注意事項

- 宛名ご本人がお答え下さい。ご住所、お名前を記入する必要はありません。
- ご記入の際は、黒色または青色の鉛筆、ボールペンなどをご使用ください。
- お答えは、該当する番号に○印を付けていただくか、具体的に考えを書いていただく方式です。
- ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、返送をお願い致します。

9月30日（金）までに、郵便ポストに投函してください。（切手は不要です）

この調査に対してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

玉村町役場 総務課 契約管財係
高田、田中 電話 0270-84-7751（直通）

玉村町が管理する公共施設等
【このアンケートの対象となる施設です】

分類	施設数	施設名
市民文化系施設	3	公民館（文化センター内）、簡易木業会所、上宿公民館
文化施設	1	文化センター
社会教育系施設	1	図書館（文化センター内）
博物館等	2	歴史資料館（文化センター内）、文化財整理室
スポーツ・レクリエーション系施設	1	社会体育館
レクリエーション系施設	4	◎白&G海洋センター、ふれあい農園、道の駅玉村宿、ふるハート交流館
産業系施設	1	勤労者センター
学校教育系施設	5	玉村小学校、南小学校、芝根小学校、中央小学校、上郷小学校
学校等（中学校）	2	玉村中学校、南中学校
その他教育施設	1	学校給食センター
高齢福祉系施設	2	◎老人福祉センター、◎デイサービスセンター（老人福祉センター内）
障がい福祉施設	3	◎障がい者福祉センターたんぽぽ、◎障がい者福祉センターのぼら、福祉機器用品備蓄庫（たんぽぽ内）
その他社会福祉施設	1	保健センター
子育て支援施設	7	玉村幼稚園、南幼稚園、第一保育所（地域子育て支援センター含）、第二保育所、第三保育所、第四保育所、第五保育所
幼児・児童施設	5	南児童館、健康の森児童館、中央児童館、西児童館、上郷児童館
公営住宅等	12	八幡団地、八幡第二団地、布留団地、九旗団地、上新団地、馬六団地、上之手団地、上之手第二団地、上茂木団地、稲敷団地、上稲敷団地、辰巳団地
庁舎等	1	玉村町役場
行政系施設	13	玉村消防署、消防団駐所（第一から第十分団）、パトロール駐所（上之手）、防災倉庫（上新田）
医療施設	1	◎玉村内科クリニック
公園内施設	10	建物がある公園名：庁舎北公園、ふるハートパーク、◎総合運動公園、◎東部入港広場公園、榎井もみじ公園、榎井親水公園、◎北部公園、角刈公園、水辺の森公園、上新田公園
供給施設	1	クリーンセンター
その他施設	2	玉村八幡宮内公衆トイレ、玉村町役場西駐車場庫

◎＝指定管理
◎＝民営

裏面にもあります

インフラ（道路、公園等）施設の一覧

分類	箇所数等
道路	1445 路線
橋梁	橋長 15m 以上 28 橋 橋長 15m 未満 82 橋
上水道施設	取水場 9 箇所 浄水場 1 箇所 配水場 3 箇所 配水管 206,880 m 連合管 58,530 m
下水道施設	汚水管 170,389 m 雨水ボックス 1,840 m
公園	街区公園 1 箇所 遊歩公園 1 箇所 地区公園 4 箇所 児童公園 6 箇所

(アンケート調査票)

公共施設等に関する住民意識調査 調査票

問1 下表の公共建物について、あなたの利用頻度をお答え下さい。
それぞれの建物について、1つずつQをして下さい。

建物の種類・名称	週1回以上	月1回以上	年に数回	数年 に1回	利用して いない
文化センター（ホール等）					
図書館 （文化センターと同じ建物内）					
社会体育館					
温水プール（B&G）					
道の駅					
町役場					

問2 下表の公共建物について、あなたの満足度をお答え下さい。
それぞれの建物について、1つずつQをして下さい。

建物の種類・名称	満足	ほぼ満足	どちらとも 思えない	あまり満足 していない	満足して いない
文化センター（ホール等）					
図書館 （文化センターと同じ建物内）					
社会体育館					
温水プール（B&G）					
道の駅					
町役場					

問5 町の財政状況が厳しくなる中、下表の公共建物について、今後とも行政が運営した方が
良いと思う施設について、○をして下さい（○は1つでも）。

建物の種類・名称	今までどおり 行政が運営
保育所	
幼稚園	
児童館	
老人福祉センター	
障がい者福祉施設	
文化センター（ホール等）	
図書館（文化センターと同じ建物内）	
社会体育館	
温水プール（B&G）	
町営住宅	
道の駅	

問6 今後は、異なる場所にある複数の建物を一箇所に集めて合体するということも考えられま
すが、どの種類のものが一緒にあると良いと思いますか？
あなたの考えに近いものの組合せを3つまで書いて下さい。

- 建物の分類
- ①保育所・幼稚園 ②小学校・中学校 ③保健センター ④老人福祉センター
⑤障がい者福祉施設 ⑥文化センター・図書館 ⑦社会体育館 ⑧温水プール（B&G）
⑨道の駅 ⑩公衆トイレ ⑪クリーンセンター ⑫消防署・消防団詰所 ⑬町役場

記入例	① と ②
組合せ1	
組合せ2	
組合せ3	

8

問3 近い将来、町が管理する公共建物やインフラ（道路、公園等）が老朽化し、その更新（大
規模な改修や建て替え）時期を迎えます。しかし、これらの全てを更新することは、町の財政
を圧迫すると予想されます。

下表の各々の対応策について、あなたは賛成ですか？ 反対ですか？ 対応策ごとに1つ
ずつQをして下さい。

対 策	大いに 賛成	どちらかと 思えば賛成	どちらとも 思えない	どちらかと 思えば反対	大いに 反対
施設の数を少なくする。					
施設の規模を小さくする。					
サービスを減らしてでも 現状の数を維持する。					
利用料金を増やしても 現状の数を維持する。					
こまめに修繕し、大規模な改修 や建て替え時期を先に延ばす。					

問4 今後、やむを得なく建物の廃止などを検討する際、どの様にしているかが良いと思
いますか？

あなたの考えに近いもの3つまでに○をして下さい。

- ① 利用率が低い建物は廃止候補とする。
② 設備などが悪い建物は廃止候補とする。
③ 防災拠点とならない建物は廃止候補とする。
④ 更新費用が多くなる建物は廃止候補とする。
⑤ 更新後に維持管理費が多くなる建物は廃止候補とする。
⑥ 民権ができる建物は廃止（移管）候補とする。
⑦ 隣接市町に類似の建物があるものは廃止候補とする。
⑧ その他（具体的に：_____）

問7 公共建物やインフラ（道路、公園等）の管理について、上記の他にご意見があれば、お聞
かせ下さい。

ご意見：

最後に、あなたについてお聞かせ下さい。

○ 性 別
①男性 ②女性

○ 年 齢
①18～19歳 ②20～29歳 ③30～39歳 ④40～49歳 ⑤50～59歳
⑥60～69歳 ⑦70歳以上

○ 職 業
①農業 ②精工業等の自営業・自由業（開業医、弁護士等）
③会社員・会社役員 ④公務員・団体職員
⑤パート・アルバイト（学生アルバイトを除く。） ⑥学生
⑦家事専従者（専業主婦・主夫） ⑧無職（求職者・退職者を含む。）
⑨その他（_____）

○ お住まいの地区（該当する小学校区に○をつけて下さい）
①玉村小学校区 ②上岡小学校区 ③芝根小学校区 ④中央小学校区 ⑤南小学校区

○ 町内に何年くらいお住まいですか？
①5年未満 ②5～10年未満 ③10～30年未満 ④30年以上

質問は以上です。ありがとうございました。
この回答した紙を同封の封筒に入れて、郵便ポストへ投函願います。

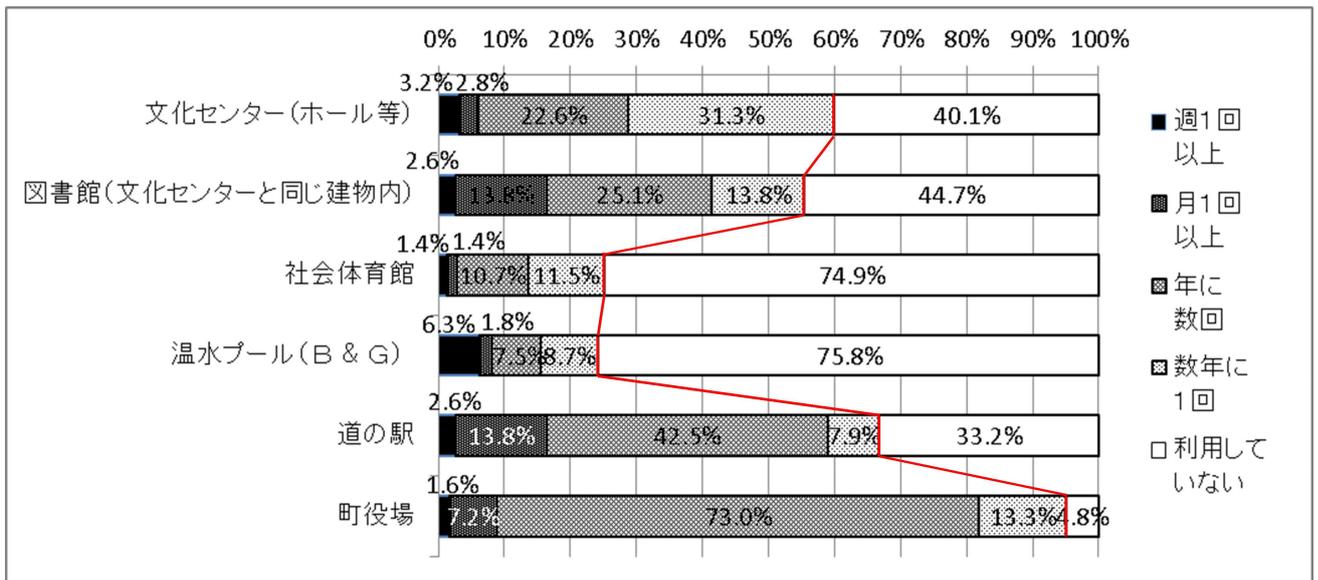
4

3. 集計結果

問1 下表の公共建物について、あなたの利用頻度をお答え下さい。

数年に1回以上利用している割合は、高い順に町役場、道の駅、文化センター、図書館となっている。

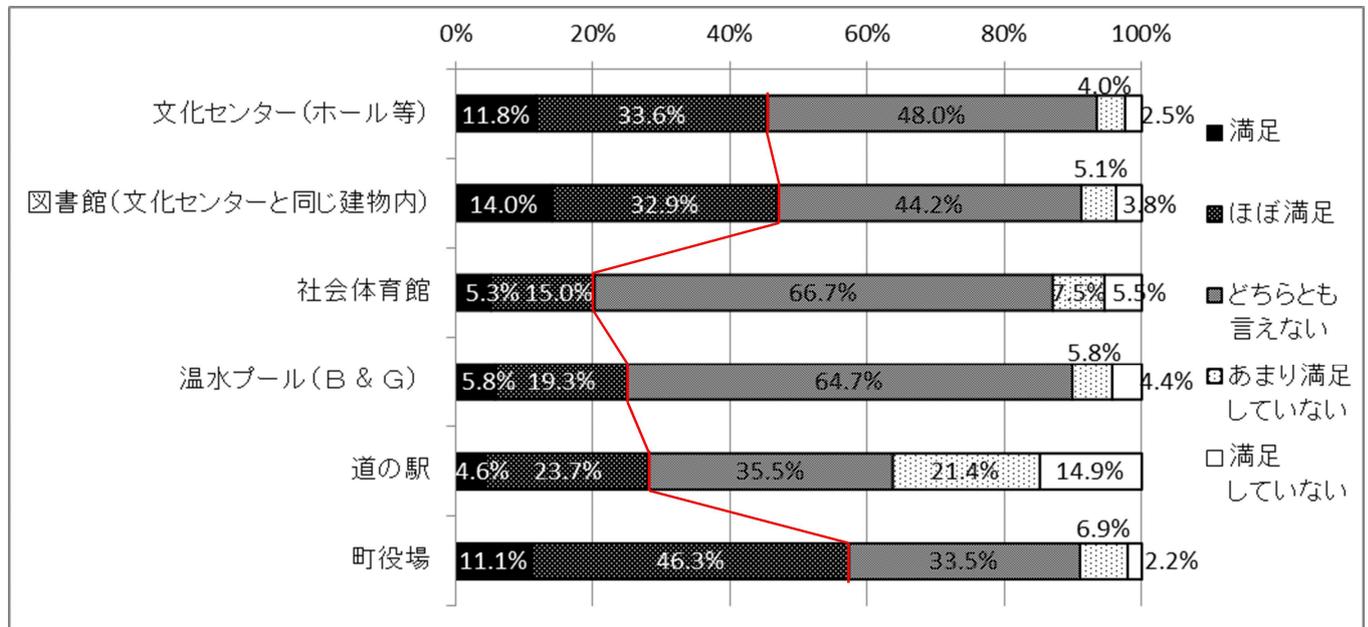
一方、温水プール、社会体育館は、利用していない割合が約75%にのぼる。ただし、温水プールについては、週1回以上利用している割合が6.3%と調査対象施設の中では最も高い数値となっており、少ない利用者が頻繁に利用しているという特徴がある。



		週1回以上	月1回以上	年に数回	数年に1回	利用していない	合計
回答数	文化センター(ホール等)	16	14	113	156	200	499
	図書館(文化センターと同じ建物内)	13	69	125	69	223	499
	社会体育館	7	7	53	57	370	494
	温水プール(B & G)	31	9	37	43	376	496
	道の駅	13	68	210	39	164	494
	町役場	8	36	363	66	24	497
構成率	文化センター(ホール等)	3.2%	2.8%	22.6%	31.3%	40.1%	100.0%
	図書館(文化センターと同じ建物内)	2.6%	13.8%	25.1%	13.8%	44.7%	100.0%
	社会体育館	1.4%	1.4%	10.7%	11.5%	74.9%	100.0%
	温水プール(B & G)	6.3%	1.8%	7.5%	8.7%	75.8%	100.0%
	道の駅	2.6%	13.8%	42.5%	7.9%	33.2%	100.0%
	町役場	1.6%	7.2%	73.0%	13.3%	4.8%	100.0%

問2 下表の公共建物について、あなたの満足度をお答え下さい。

町役場、図書館、文化センターは満足・ほぼ満足の割合が比較的多く、社会体育館、温水プール、道の駅は、利用者の満足・ほぼ満足の割合が少ない。

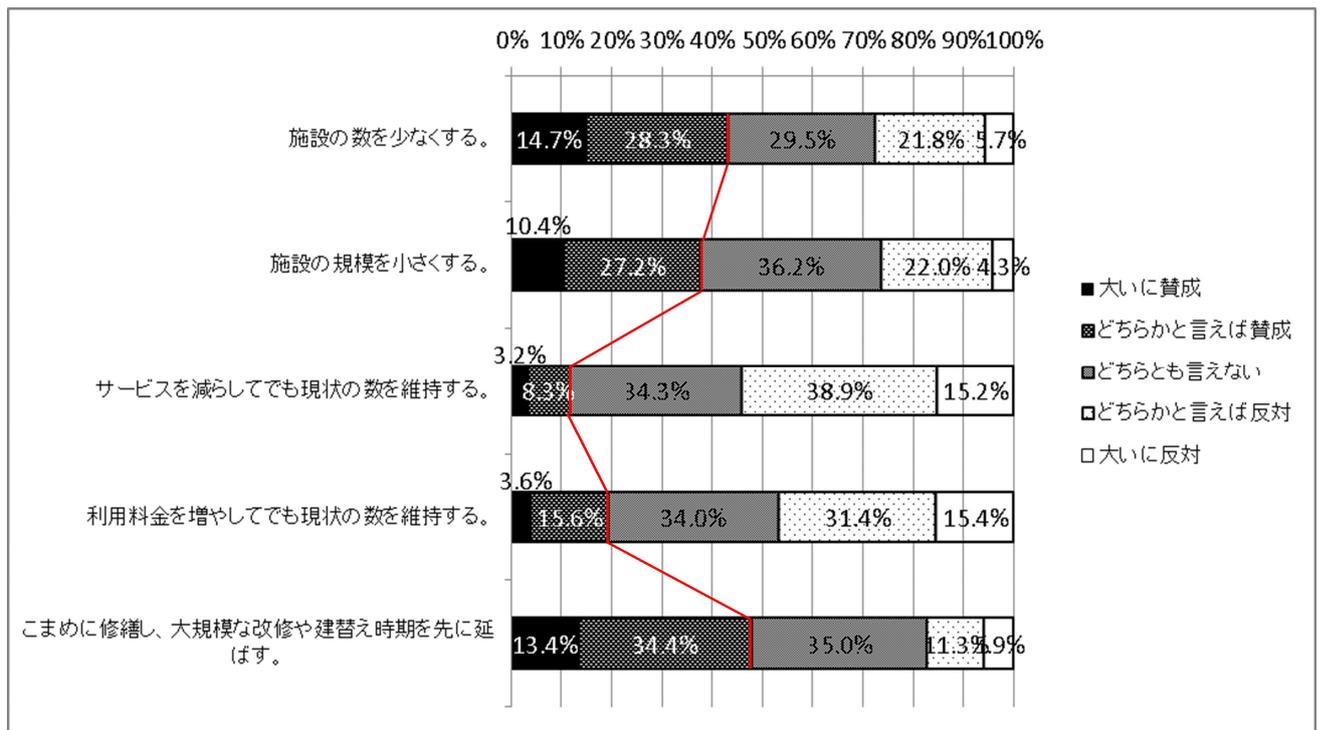


		満足	ほぼ満足	どちらとも言えない	あまり満足していない	満足していない	合計
回答数	文化センター(ホール等)	56	159	227	19	12	473
	図書館(文化センターと同じ建物内)	66	155	208	24	18	471
	社会体育館	24	68	302	34	25	453
	温水プール(B & G)	26	87	292	26	20	451
	道の駅	22	114	171	103	72	482
	町役場	55	229	166	34	11	495
構成率	文化センター(ホール等)	11.8%	33.6%	48.0%	4.0%	2.5%	100.0%
	図書館(文化センターと同じ建物内)	14.0%	32.9%	44.2%	5.1%	3.8%	100.0%
	社会体育館	5.3%	15.0%	66.7%	7.5%	5.5%	100.0%
	温水プール(B & G)	5.8%	19.3%	64.7%	5.8%	4.4%	100.0%
	道の駅	4.6%	23.7%	35.5%	21.4%	14.9%	100.0%
	町役場	11.1%	46.3%	33.5%	6.9%	2.2%	100.0%

問3 近い将来、町が管理する公共建物やインフラ（道路、公園等）が老朽化し、その更新（大規模な改修や建替え）時期を迎えます。しかし、これらの全てを更新することは、町の財政を圧迫すると予想されます。下表の各々の対応案について、あなたは賛成ですか？反対ですか？

賛成・どちらかと言えば賛成を合わせてみると、最も多い回答は、「こまめに修繕し、大規模な改修や建替え時期を先に延ばす」ことで、「施設数を少なくする」、「施設の規模を小さくする」という回答がこれに続いている。

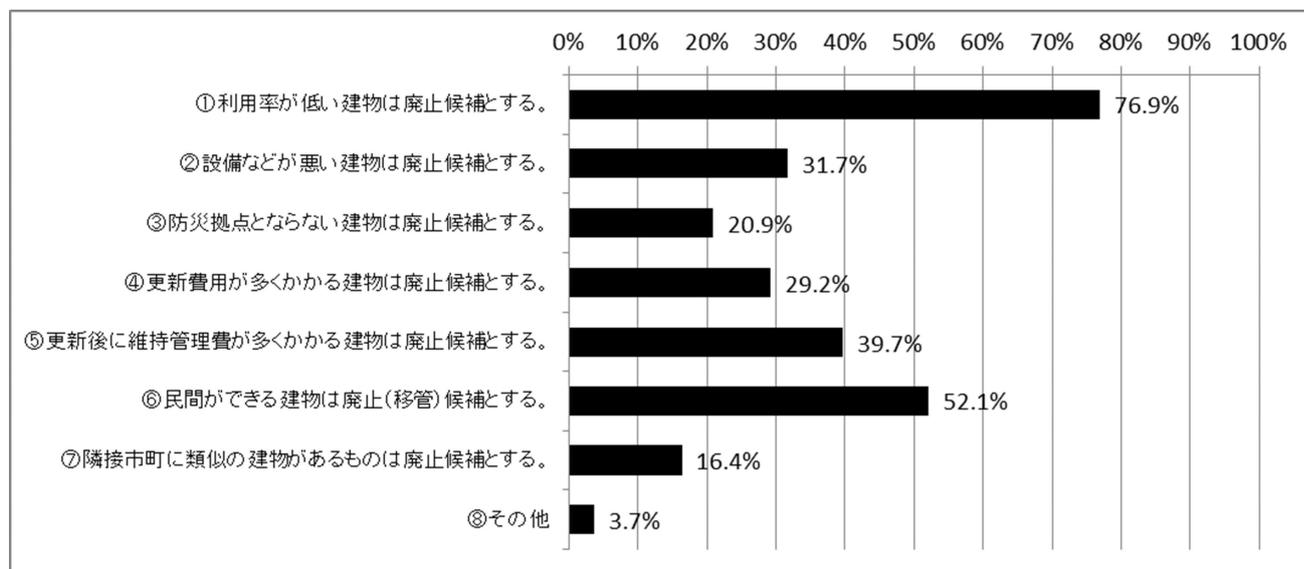
「サービスを減らしてでも現状を維持する」 ことに関しては賛成の割合が最も少ない。



	対 応 案	大いに賛成	どちらか と言えば 賛成	どちらとも 言えない	どちらか と言えば 反対	大いに反対	合計
回 答 数	施設の数を少なくする。	73	140	146	108	28	495
	施設の規模を小さくする。	51	134	178	108	21	492
	サービスを減らしてでも現状の数を維持する。	16	41	169	192	75	493
	利用料金を増やしてでも現状の数を維持する。	18	77	168	155	76	494
	こまめに修繕し、大規模な改修や建替え時期を先に延ばす。	66	170	173	56	29	494
構 成 率	施設の数を少なくする。	14.7%	28.3%	29.5%	21.8%	5.7%	100.0%
	施設の規模を小さくする。	10.4%	27.2%	36.2%	22.0%	4.3%	100.0%
	サービスを減らしてでも現状の数を維持する。	3.2%	8.3%	34.3%	38.9%	15.2%	100.0%
	利用料金を増やしてでも現状の数を維持する。	3.6%	15.6%	34.0%	31.4%	15.4%	100.0%
	こまめに修繕し、大規模な改修や建替え時期を先に延ばす。	13.4%	34.4%	35.0%	11.3%	5.9%	100.0%

問4 今後、やむを得なく建物の廃止などを検討する際、どの様にして決めることが良いと思いますか？（あなたの考えに近いもの3つまでに○をして下さい。）

やむを得なく建物の廃止などを検討する際の決め方についての回答で最も多かったのは、「利用率が低い建物は廃止候補とする」（76.9%）で、次いで、「民間ができる建物は廃止（移管）候補とする」、「更新後に維持管理費が多くかかる建物は廃止する」の順であった。

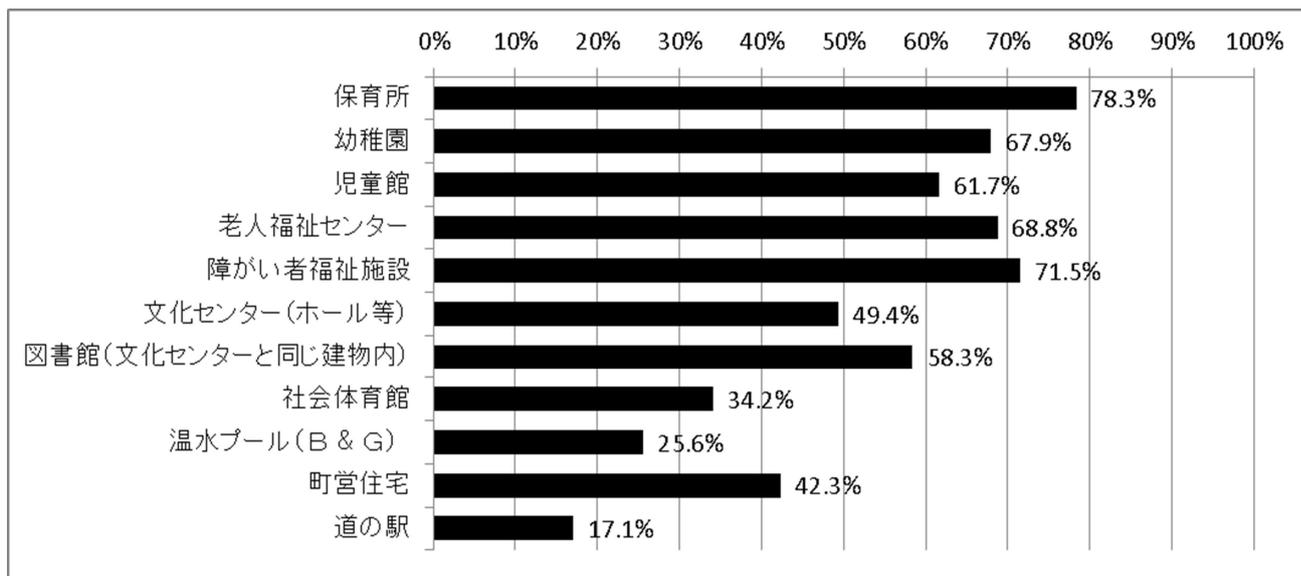


	回答数	回答数÷ 回答者数
①利用率が低い建物は廃止候補とする。	376	76.9%
②設備などが悪い建物は廃止候補とする。	155	31.7%
③防災拠点とならない建物は廃止候補とする。	102	20.9%
④更新費用が多くかかる建物は廃止候補とする。	143	29.2%
⑤更新後に維持管理費が多くかかる建物は廃止候補とする。	194	39.7%
⑥民間ができる建物は廃止（移管）候補とする。	255	52.1%
⑦隣接市町に類似の建物があるものは廃止候補とする。	80	16.4%
⑧その他	18	3.7%
回答者数	489	100.0%

問5 町の財政状況が厳しくなる中、下表の公共建物について、今後とも行政が運営した方が良いと思う施設について、○をして下さい（○はいくつでも）。

今後とも行政が運営した方が良いと思う施設として回答率50%以上の施設は、「保育所」(78.3%)を筆頭に、「障がい者福祉施設」、「老人福祉センター」、「幼稚園」、「児童館」、「図書館」の6施設であった。

一方、回答率の低い施設は、「道の駅」、「温水プール」、「社会体育館」であった。



建物の種類・名称	回答数	回答数÷ 回答者数
保育所	376	78.3%
幼稚園	326	67.9%
児童館	296	61.7%
老人福祉センター	330	68.8%
障がい者福祉施設	343	71.5%
文化センター(ホール等)	237	49.4%
図書館(文化センターと同じ建物内)	280	58.3%
社会体育館	164	34.2%
温水プール(B & G)	123	25.6%
町営住宅	203	42.3%
道の駅	82	17.1%
回答者数	480	100.0%

問6 今後は、異なる場所にある複数の建物を一箇所に集めて合体するという事も考えられますが、どの種類のものが一緒にあると良いと思いますか？あなたの考えに近いものの組合せを3つまで書いて下さい。

⑦社会体育館と⑧温水プールの合体が良いとの回答が最も多く 205.3 件、以下、①保育所と②小学校・中学校、④老人福祉センターと⑤障がい者福祉施設の合体が良いとの回答が 100 件を超えている。

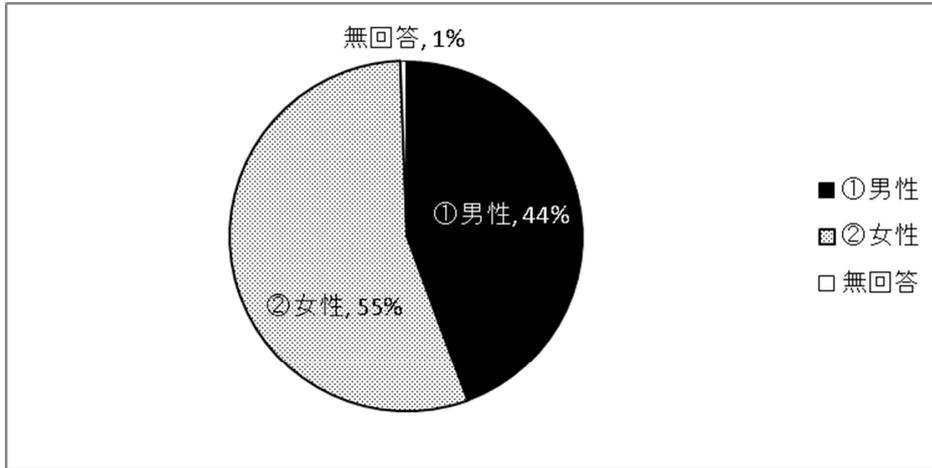
	① 保育所・幼稚園・児童館	② 小学校・中学校	③ 保健センター	④ 老人福祉センター	⑤ 障がい者福祉施設	⑥ 文化センター・図書館	⑦ 社会体育館	⑧ 温水プール（B & G）	⑨ 道の駅	⑩ 公衆トイレ	⑪ クリーンセンター	⑫ 消防署・消防団詰所	⑬ 町役場
①保育所・幼稚園・児童館		159.0	21.3	71.0	9.0	5.7	0.7	4.0	2.0	2.0	0.0	1.3	1.3
②小学校・中学校			5.3	6.3	10.3	30.3	6.0	5.7	0.0	0.0	0.0	1.3	0.3
③保健センター				69.7	37.3	15.0	3.3	1.0	0.0	0.0	1.3	1.7	84.0
④老人福祉センター					114.3	5.0	3.7	8.3	1.7	0.0	6.3	1.3	0.3
⑤障がい者福祉施設						2.7	4.7	2.3	3.0	0.0	2.0	1.0	6.0
⑥文化センター・図書館							49.7	15.7	8.7	1.3	0.3	0.3	29.3
⑦社会体育館								205.3	0.0	5.3	3.0	1.0	2.3
⑧温水プール(B&G)									9.0	1.3	56.3	0.0	1.0
⑨道の駅										42.3	1.3	1.7	9.7
⑩公衆トイレ											2.0	2.3	1.3
⑪クリーンセンター												3.3	5.7
⑫消防署・消防団詰所													29.3
⑬町役場													

回答数 100 以上
 回答数 50~99
 回答数 25~49
 回答数 10~24

注) 3種類の建物を一箇所に集めて合体するという回答の場合は、その内2つの組合せ3パターンに分解し、それぞれを回答数 1/3 としてカウントした。(例 ①+②+③の場合、①+②、②+③、③+①それぞれ 1/3 としてカウント)

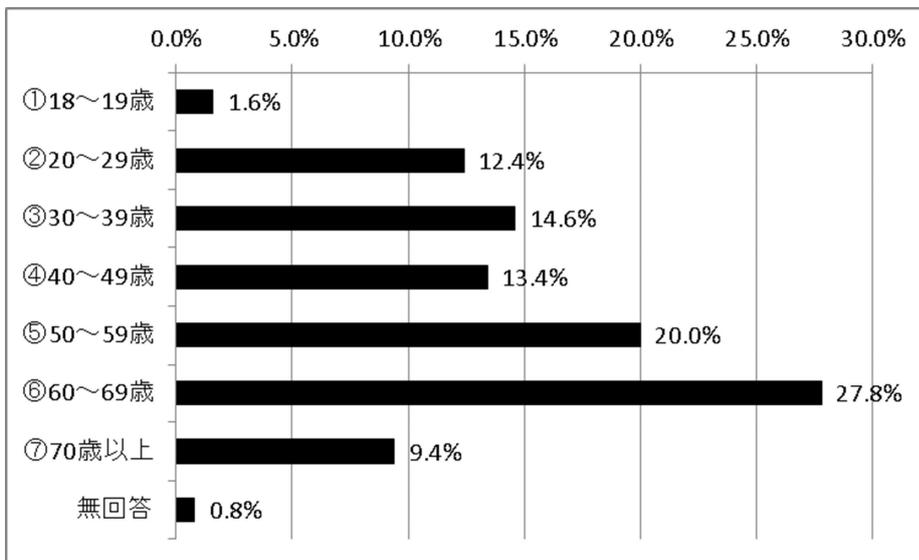
回答者のプロフィール

性別



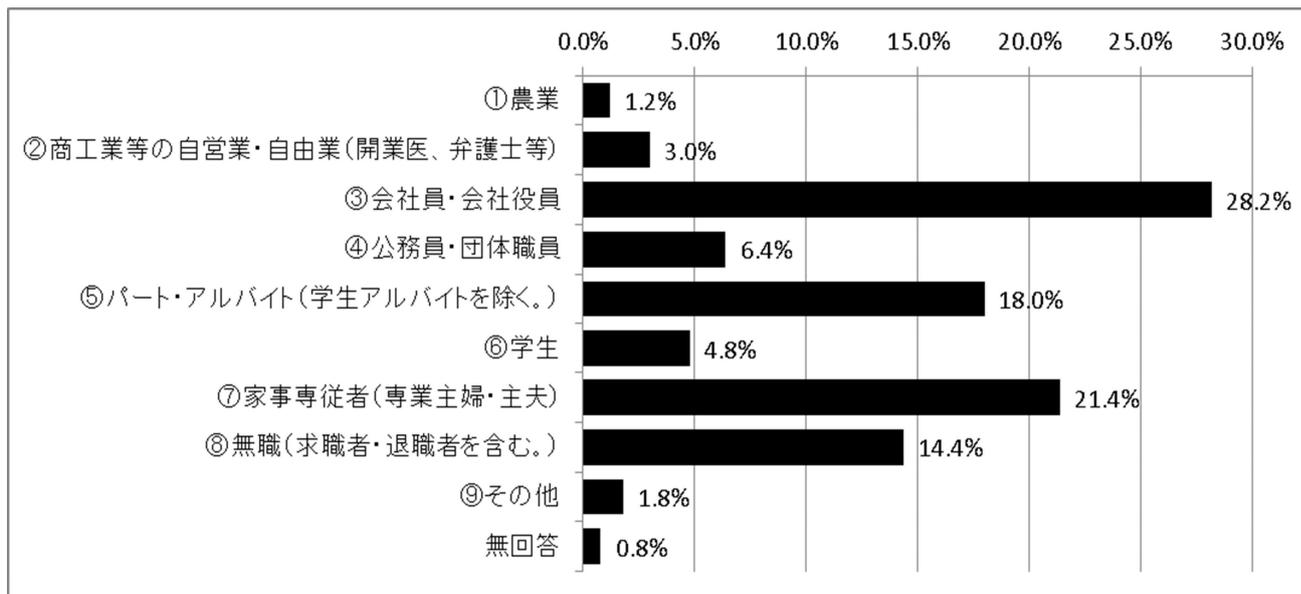
性別	回答数	構成率
①男性	222	44.4%
②女性	275	55.0%
無回答	3	0.6%
合計	500	100.0%

年齢



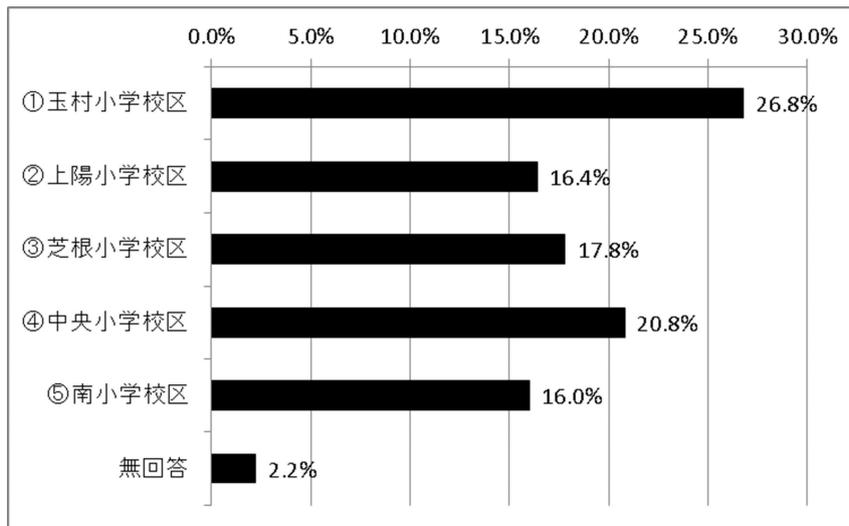
年齢階層	回答数	構成率
①18～19歳	8	1.6%
②20～29歳	62	12.4%
③30～39歳	73	14.6%
④40～49歳	67	13.4%
⑤50～59歳	100	20.0%
⑥60～69歳	139	27.8%
⑦70歳以上	47	9.4%
無回答	4	0.8%
合計	500	100.0%

職業



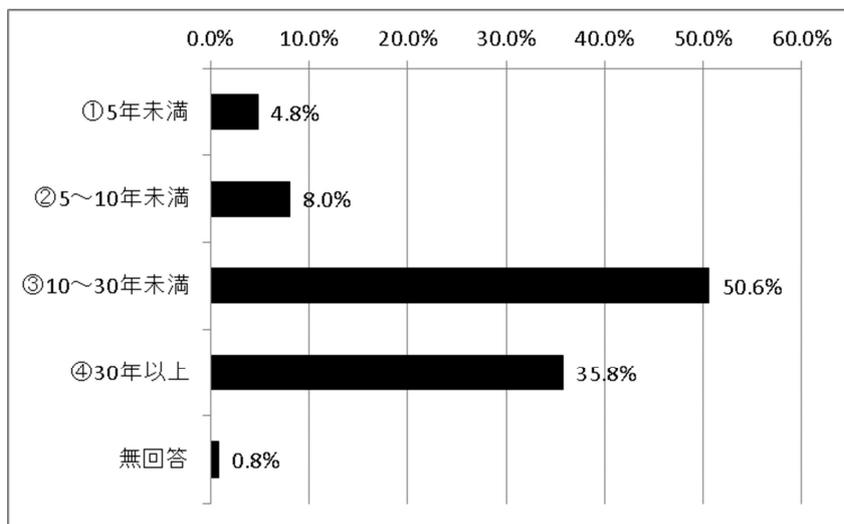
職業	回答数	構成率
①農業	6	1.2%
②商工業等の自営業・自由業(開業医、弁護士等)	15	3.0%
③会社員・会社役員	141	28.2%
④公務員・団体職員	32	6.4%
⑤パート・アルバイト(学生アルバイトを除く。)	90	18.0%
⑥学生	24	4.8%
⑦家事専従者(専業主婦・主夫)	107	21.4%
⑧無職(求職者・退職者を含む。)	72	14.4%
⑨その他	9	1.8%
無回答	4	0.8%
合計	500	100.0%

お住まいの地区



居住地	回答数	構成率
①玉村小学校区	134	26.8%
②上陽小学校区	82	16.4%
③芝根小学校区	89	17.8%
④中央小学校区	104	20.8%
⑤南小学校区	80	16.0%
無回答	11	2.2%
合計	500	100.0%

町内に何年ぐらいお住まいですか？



居住年数	回答数	構成率
①5年未満	24	4.8%
②5～10年未満	40	8.0%
③10～30年未満	253	50.6%
④30年以上	179	35.8%
無回答	4	0.8%
合計	500	100.0%

改訂日 令和5年4月20日

玉村町公共施設等総合管理計画（改訂版）

令和4年3月

編集：玉村町役場 総務課

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201 番地

0270-65-2511(代)